

平成 2 7 年

第 3 回 忠 岡 町 議 会 定 例 会 会 議 録

開 会 平成 2 7 年 9 月 1 0 日

閉 会 平成 2 7 年 9 月 1 0 日

忠 岡 町 議 会

平成27年 第3回忠岡町議会定例会会議録

平成27年9月10日午前10時、第3回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 杉原 健士議員	2番 前田 弘議員	3番 北村 孝議員
4番 前田 長市議員	5番 是枝 綾子議員	6番 河野 隆子議員
7番 三宅 良矢議員	8番 藤田 茂議員	9番 和田 善臣議員
10番 松井 秀次議員	11番 高迫千代司議員	12番 森 政雄議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	原田 毅	町長公室次長	柏原 憲一
住民部長	前田 忠嘉	健康福祉部長	萬野 義則
産業まちづくり部長	藤田 裕		

(教育委員会教育部)

部 長	長屋 孝之	理 事	土居 正幸
消 防 長	森野 博志	消防次長	山田 忠志

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿 児 英夫
主 幹	藤原 直臣

(会議の顛末)

議長 (前田 弘議長)

おはようございます。

ただいまから、平成27年第3回忠岡町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、議員定数12名中、全員出席でありますので、会議は成立しております。

議長 (前田 弘議長)

これより、会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長 (前田 弘議長)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

議長。

議長 (前田 弘議長)

局長。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

平成27年第3回忠岡町議会定例会議事日程について、ご報告申し上げます。

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 一般質問 |
| 日程第4 | 忠議第 1号 | 忠岡町議会会議規則の一部改正について |
| 日程第5 | 報告第 4号 | 専決処分の報告について (損害賠償の額を定めること及び和解について) |
| 日程第6 | 議案第41号 | 忠岡町教育委員会委員の任命について |
| 日程第7 | 議案第42号 | 忠岡町教育委員会委員の任命について |
| 日程第8 | 議案第43号 | 忠岡町特定個人情報保護条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第44号 | 忠岡町職員の再任用に関する条例等の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第45号 | 町税条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第46号 | 手数料条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第47号 | 忠岡町国民健康保険料条例及び忠岡町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第48号 | 平成27年度忠岡町一般会計補正予算 (第3号) について |
| 日程第14 | 議案第49号 | 平成27年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 |

(第2号) について

日程第15 議案第50号 平成27年度忠岡町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

日程第16 議案第51号 平成27年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

日程第17 認定第1号 平成26年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第2号 平成26年度忠岡町水道事業会計決算認定について

以上でございます。

議長(前田 弘議長)

第3回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申し出があります。

発言を許します。町長。

町長(和田 吉衛町長)

抜けるような青空に、真っ白い夏雲がぐんぐんと湧き上がる季節が過ぎまして、日本晴れの季節を迎えようとしております。議員の皆様方におかれましては、ますますご健勝のことと存じます。

本日は、第3回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には公私何かとお忙しい中ご参集くださいまして、ありがとうございます。本日上程させていただいております議案にはよろしくご審議をいただき、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

さて、皆さん方ご承知のように、9月3日、マイナンバー法が成立いたしました。行政や企業は、個人情報をもっと効率的に使えるようになりますが、住民の皆さんにとっては不正利用された場合の影響など不安は少なくないと思います。私たち職員は、情報流出やトラブルを防ぐための研修や準備などなど負担は大きいですが、頑張りますとしか言いようがありません。

8日には、労働者派遣法の改正が参院厚生労働委員会で可決されました。雇用破壊だ、欠陥だらけの労働者派遣法だと、改悪だということで、抗議や怒りの声があるのを、きのうの新聞を見て知りました。住民の皆さんには申しわけないというところでもあります。

決められない政治と揶揄されてきている風潮の中で、来週にも安保法制関連の法律が成立する見込みであります。日本の存立が脅かされる明白な危険がある存立危機事態になれば、集団的自衛権を発動し、武力の行使ができるというものであります。これは憲法に違反するとか、戦争できる法律だと国民の多くの、青年、学生、ママさん、弁護士、学者、研究者、元最高裁の判事、元内閣法制局長官ら、空前の規模の反対の声の中、安倍総理大臣は決めると決意し、来週にも成立しそうであります。憲法の改正はその後になっていくようであります。

そこで、いよいよ時代が変わった空気となりました、社会となったような気がいたしますと思いつつ、今議会に臨んでおります。今議会の議論を通じ、住民の皆様と未来を考えたいと思い、挨拶いたします。よろしくお願いいたします。

議長（前田 弘議長）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、8番・藤田 茂議員、9番・和田善臣議員を指名いたします。

議長（前田 弘議長）

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、定例会の会期は本日より9月18日までの9日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議なしと認めます。

よって、会期は、9月18日までの9日間と決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

日程第3「一般質問」を行います。

通告の順序に従い、発言を許します。

なお、質問時間は30分となっておりますので、ご協力お願いいたします。

まず初めに、三宅良矢議員の発言を許します。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

よろしくお願いいたします。一般質問をさせていただきます。

一般質問事項にあります「イベントにおける事故対策及び認識について」質問させていただきます。

来月よりだんじり祭りを初めとして町内でもさまざまな行事が行われます。しかし、昨今の気象状況、昨日でしたら関東のほうで災害が起こりました。それを初めとして想定外と言われることが、さまざまなメディアを介して伝えられてきます。それに対しても想定

し、対応していかなければならないのが行政であると思います。

そこで、通告書にあります忠岡町内で行われますイベントにつきまして、イベント計画書や事故対応マニュアルなどの作成や提出はされていますか。つまり、主催、共催時の作成はもちろんのこと、後援申請名義のみにおきましても、主催者側より提供をしっかりと受けておられますかということも含めてお答えください。

教育委員会（長屋 孝之教育部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

長屋部長。

教育委員会（長屋 孝之教育部長）

それでは、お答えさせていただきます。議員おっしゃる内容については、教育委員会の分が非常に多いということで、教育委員会のほうから回答させていただきます。

おっしゃるように、イベントを開催するに当たりましては、万一の事故に対する安全対策は非常に重要であると認識をいたしております。万一のために緊急時の連絡体制、並びに保健師の配備とかAEDを配備するなど対策を講じておるところでございます。

教育委員会で、特に忠岡町のマラソン大会の事故発生に対する対応につきましても、和泉赤十字特別救護隊の協力も得ながら、救急車の配置や隊員約10名の協力を得ながら万全の体制をとっております。また、万一救急搬送者が発生した場合のことを考え、事前に岸和田市民病院に依頼し、搬送先の受け入れ態勢も確保しておるところでございます。

当然ながら、今後も主催者の責務として事前の安全対策はもちろんのこと、万一事故が起こった場合の連絡体制の周知、対策を実施し、引き続き住民の皆さん方に安心・安全なイベントが行えるよう努力してまいりたいと考えております。そういう事故が起きないように万全を期していきたいと考えておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

プラス、最後のほうにちょっとつけ足させていただきました後援名義のみにおいても、同様の情報提供またチェックに関してはされていますでしょうか。

教育委員会（長屋 孝之教育部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

長屋部長。

教育委員会（長屋 孝之教育部長）

当然ながら、後援名義等の申請があれば、その期間で確認しながら後援名義を発行しておりますので、その点ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。自治体によっては、後援名義の申請に関して、本当に簡単な書類のみで終わらせるところもあるんですが、だんじり祭りとか商工カーニバル、忠岡町主催、共催ではないと聞いていますが、町のホームページとか広報等で案内し、一般住民の方からすれば役場がすごく協力している、ほぼ主催、共催と勘違いされかねない、そう思われていても仕方ないということは認識として持たれても仕方ないと思います。

その中で、いざ何かあったというときに対して把握していなかったというこの事実自体が、やっぱりトラブルの傷をより広げるといふ、要は住民のあつれきを生むものとなると思います。主催、共催のイベントに関しては、現場で行事に参加する全職員が内容を徹底していただきたいことと、また気づいたところを定期的に次回に向けて話し合っ、置きかえる機会を確保していただくことをお約束いただけますか。

教育委員会（長屋 孝之教育部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

長屋部長。

教育委員会（長屋 孝之教育部長）

先ほど申しあげましたように、そういう事故が発生しない、起こらないように、職員一同取り組んでまいりたいと、かように考えておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

次に、内容的な後援のことを、僕はちょっと突いている部分があつて、そのテーマになると思いますが、質問2のその内容に関して、関係各部署が把握されているかということ、先ほどのお答えにもありましたので、この部分に関しては少し飛ばさせていただこうかなと思います。

ただ、なぜこのようなことを言うかといいますと、僕も仲間と去年まで、今年はちょっとできなくなるんですけど、ハーフマラソン大会の運営をしたことがあるんです。後援申

請のときに、普通でしたら申請書と予算書、パンフレット、この3点ぐらいを出してくれと言われるのですが、警備計画、マニュアル、これも全部出してくれというところもあります、おととしぐらいから。担当者の方に、なぜそこまでと聞いたら、後援を与えているだけとそちらは思っているでしょうけど、それでも自治体の名称がしっかりそこに記載されているということは、一般市民からすれば、先ほども申したとおり、しっかりそこに関与しているというふうに捉えられても仕方がないと。それは確かにその話を聞いて、至極もつともな意見でもあったと思います。

人の安全を守るために、町として積極的な動きを見せていただきたいと。去年の祭りやイベント等を見ていまして、救護体制とか避難体制のところ、私自身もちょっとこの状態で大丈夫かなと思うところが多々ありました。ですので、私自身も行事の参加を通じて、今年もしっかりと気づいたところをまた変えさせていただきますし、またそういったことをもっと住民の多くの方から声を上げる機会というか、そういう設定も必要と思うんです。例えば、ホームページの画面の、下にお問い合わせとあるんですけど、あれは絶対名前を書かないといけませんよね。変な話、匿名で「どうなんやねん」というような指摘を受ける機会というのは、そういった場を持つ取り組みというのは前向きにしていただけないでしょうか。

教育委員会（長屋 孝之教育部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

長屋部長。

教育委員会（長屋 孝之教育部長）

仰せのとおり、今おっしゃっていただいたところを参考にしながら、町としても、教育委員会としてはそういう取り組みも考えていきたいと、かように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

よろしくお願ひします。匿名で投書できるというのが結構やっぱり重要やと思ひています。ご検討よろしくお願ひいたします。

次の3の質問の金銭補償の部分になりますが、このような行事の事故における賠償責任への備えは万端でしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

町の事故における賠償責任への備えといたしまして、本町では不測の事故について多額の財政負担を防ぐために、全国町村会総合賠償保険に加入をしております。この保険は、町が所有あるいは使用、管理する施設の瑕疵、及び業務遂行上の過失に起因する事故について、町が法律上の賠償責任を負う場合の損害に対しまして、総合的に保険金を支払う制度というものでございます。そのため、万が一事故が起りましたとしても、町が賠償責任を負うこととなっても、適切に対処できるものというふうに考えております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

もちろん後援名義は対象外ということですね。何らかの事故が、こちらの瑕疵があったとしてもということですね。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

そのとおりでございます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

裁判というのが、多分考え次第というのがありまして、後援ですので関係ありません、町は関与してませんと言われても、広報やホームページにもいろんなさまざまな行事を載っていますし、首長を初めとして我々職責あるものも来賓とかで参加していれば、事実上の共催と捉えられて、それをもとに裁判を起こされる可能性だって、今後十分想定されます。私も逆の立場やったら、そういうことを突いてやるかもしれません。

私自身も以前、裁判官の人に話を聞いたことがあるんですが、今の大阪市長の橋下徹弁護士が、あの方の戦い方はすごい独特な戦い方といたしまして、10：0の負けの試合を6：4や7：3に持っていくということの天才やと言っていました。要は、こんなん絶対

100%勝てるでと。こんな後援名義だけやし、そんな絶対訴えられてもこっちは負けることないと思って10:0であっても、裁判というのはそこで結審したことが、要はいちやもんであってもそれが真実になるということが含まれています。ですので、10負けるところが、こっちが9:1で、もし1取られたとしたら、それは僕らにとっては負けなんです。5:5以上に持っていかなくてもいいです。9:1に持っていても、それは向こうの勝ちですし、こっちの負けになるんです。例えば、1億の賠償請求されて、もし万一9:1、8:2になったら、1,000万、2,000万の負担が発生するという、そういうことをしっかりと念頭に置いて、後援であったとしても、今後しっかりと行政がチェック体制を働かせて、またしっかりと関与をしていただきたいと思います、よろしいでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

まず、過失がないように十分に注意をしていくというのが大事でございましょうし、今おっしゃられたことも十分念頭に考えてまいりたいと思います。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。では、次の質問に移らせていただきます。

次に、「マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）導入に向けた対応について」お尋ねいたします。質問要旨1にあります。

10月よりマイナンバー登録への通知カードが個人ごとに郵送されます。もう数週間後です。平成28年1月から実質的に運用が開始されます。しかし、制度内容の周知が浸透していません。企業の9割が認識しているが、全体の進捗状況は1割未満という。従業員5人未満、厚生年金等の対象外の企業、任意の企業においては半数以上が認識していないという状況ですという結果が、おとついの新聞にも出ていました。

そのため、まずは町内企業や自営業者の周知を徹底して、勤めていない高齢者や専業主婦、20歳以上などの学生などへ順次周知徹底を行う必要があると考えていますが、町としてどのような行動計画をこの短期間でスタートさせていただく予定でしょうか。お願いします。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

マイナンバーの利用に当たりまして、本町におきましてもプログラム改修を初めといたしまして準備を進めているところでございますけれども、今おっしゃられたとおり、新聞あるいはテレビのほうでマイナンバー制度についての周知が余り浸透していないということは、ご存じのとおり報道されているところでございます。

この制度自体、国の政策ということでございまして、国のほうではテレビあるいはホームページ、ポスター、リーフレットなどを用いまして周知を行っているというところでございます。本町におきましても、住民の皆様、あるいは企業の皆様が戸惑うことがないように、9月の広報紙、あるいはホームページの掲載によって周知をさせていただいているところでございます。

余り期間がないというところでございますけれども、今後も広報紙あるいはホームページの掲載、それと今後イベント等がございまして、住民様が集まれる場におきまして広報活動なども行ってまいりたいと考えております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

きのう、急遽1時間ぐらいでパーツと調べてつくったんですが、この流れと、来年マイナンバーの導入で今ほぼ決まっていることのみを挙げた一覧です。それを見ていくと、やはりまず企業の対策、事業所さんですね、要は職員のマイナンバーも集めなあかんとか、そういうことで、ソフトウェアとか、あと税に対する全職員にマイナンバーを聴取せなあかんとか、そういうことに対する動きがまず法人が求められて、個人的な部分に関したら29年1月に間に合えばええので、事業所さん、企業さんへされることがまず何よりも先かなとは思っております。ですので、できるだけ早く、まずは個人よりもと言うた言い方は悪いかもしれませんが、企業中心にその周知徹底をまず進めていただいて、来年は個人にも言っていきますので、年末調整の前ぐらいまでには、多分家族さんを含めたことでマイナンバーの聴取をお願いすることになると思うんです、企業も。私たちのこの役所もそうやと思うんですけど。

ただ、10月、11月ごろまでには、多分そういったことで申請が殺到するのかなと思うんですけど、役場としては説明に関しては、来年10月にはだんじり祭りと、あと町長選挙も重なる、役場サイドからすれば事務負担が重くなる時期を考えたら、やはり逆算の

考え方でいうたら、9月ぐらいまでをめぐりにしっかりと住民の周知を進めていただきたいと思います。行動計画としてはこういう形でいかがでしょうかということのご質問です。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

おっしゃられるとおり、マイナンバー制度、先ほども申しましたが、なかなか浸透していないというところで、私どもも住民の皆様にはできる限り広報活動をしてまいりたい。また、企業の皆様方には、私ども商工関係課もございますので、そちらとも協力して、できるだけ早く周知徹底に努めたいと思います。よろしくお願ひいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

よろしくお願ひします。

ちなみに、この担当原課というのは、この制度に関する忠岡町の一元的な担当課というのはどちらになるのでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

マイナンバーに関する主体となりましょうか、そういうところは町長公室の秘書政策課のほうで持ちたいと考えております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。10月上旬ごろは、いろんな意味で、申請するしないにかかわらず、住民、企業等を初めとしたところから集中、連絡が入るとは思いますけど、問い合わせの体制はどのようにされていますか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

今のところ、まだ具体的な対策までは考えておりませんが、早急に対応してまいりたいと思います。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

万全というのはなかなか難しいと思うんですけど、通常の窓口業務の支障がないように、住民側からは、普通に住民票を取りに来たとか、税の何らかのことで取りに来ただけやのにということで、迷惑がかからんように前向きに頑張ってください。よろしくお願ひします。

それで、次の質問要旨の3なんですが、マイナンバーの取り扱いマニュアル、これは現在ありますでしょうか。また、ないのであれば、いつをめどに作成されますでしょうか。よろしくお願ひします。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

マイナンバーの取り扱いマニュアルでございますけれども、現在のところまだ策定をさせていただいていないところでございます。今後、研修会を開催いたしまして、マイナンバーを取り扱う職員への教育を徹底するとともに、特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン、あるいは他の自治体におけるマニュアルを参考といたしまして、できる限り今年中に早急に策定をしたいと考えております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

次回の12月の全員協議会ぐらいまでにはできているということで僕らは認識してよろ

しいでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

そのとおり策定をしまいたいと考えております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。では、しっかりとしたものをよろしくお願ひいたします。

次に、質問要旨の4ですが、マイナンバーの問題点に情報漏えいというものがあります。多くの現場職員が端末を操作する中で、ミスなどにより漏れた場合を想定し、どのような対応、備えを今のところ考えておられますでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

マイナンバー制度における特定個人情報の連携につきましては、インターネット環境は区分した住民情報系システムを使用しまして、地方公共団体を相互に接続する総合行政ネットワークを用いるということにしております。さらに、この通信には暗号化された符号で情報連携を行うということで、外部に情報が漏れることはないものと考えております。

しかしながら、万が一漏えいが発生した場合には、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係の調査及び原因の究明、影響を受ける可能性のある本人への連絡、また再発防止策の検討などにつきまして、適切な措置を講じたいと考えております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

基本的にはそういう漏えいはないという万全の体制ということはよく理解しております。ただ、賢いハッカーみたいな人たちは、ほんまにその上の上を突くような盲点という

か、本当に想像もしないようなところから突いて、いろんな攻撃を仕掛けてくるのもまた現実でございます。

忠岡町のように小さい町であればなおさら、言い方は悪いですけど、攻撃しやすいといえればしやすいというのも、これも1つの事実でもあると思います。悪意を伴う故意の漏えいというのは、こんなものは対象外ですけど、1つお願いしたいのは、マイナンバーがもし何らかの形で、僕らの想定する以上の攻撃に遭って、マイナンバーが流出しましたと。それが個人のミスだとしたとしても、例えば現場の職員さん個人にそれを責任をとりなさいとか責任を押しつけるようなことは、ここで絶対にしないと約束していただきたいんです。役場に勤める方、端末をさわる方、非常勤の方やパートの方も多いです、実際問題。ただ、組織として、そういう弱い立場の方に責任を押しつけるような考えはしないでいただきたいことを、断じて約束していただけないでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

まず、漏えいにつきましては、職員のそういうことがないようにという研修をまずは徹底をしたいというふうに思います。また、何らかの形で防ぎようのないというようなミスが発生したということ想定いたしますと、この場合については当然本町として対応をしてまいりたいというふうに考えております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

技術の想定外ということはいろいろ考え得るので、できるだけ役場全体としてかかわっていただきたいということ、よろしくお願いいたします。

では、次の質問に移ります。「小中学校におけるいじめについて」お聞きします。

質問要旨1にあります小・中学校におけるいじめの実態把握や聞き取りは定期的に実施されているのでしょうか。されているのであれば、その頻度はいかほどでしょうか。

教育委員会（土居 正幸教育部理事）

議長。

議長（前田 弘議長）

土居理事。

教育委員会（土居 正幸教育部理事）

いじめを早期発見するためには、日ごろから教職員が子供の少しの変化やサインを見逃すことのないように、子供の様子を見守り、情報を収集することが肝要であると認識しております。

議員お尋ねの本町小・中学校におけるいじめ実態把握調査や聞き取りについてですが、教職員の日ごろからの取り組みに加えて、各学校においては年間3回の児童・生徒対象のアンケートを実施し、情報の収集に努めております。また、これ以外に適宜、個人面談、個人ノート等を通して、実態の把握にも努めております。さらに、職員会議、学年会、生活指導の打ち合わせなどにおいて、子供の様子について教職員が常に定期的な情報交換をし、情報の共有化に努めているところでございます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

では、お聞きします。教育委員会として、実態はどのように把握されていますでしょうか。

教育委員会（土居 正幸教育部理事）

議長。

議長（前田 弘議長）

土居理事。

教育委員会（土居 正幸教育部理事）

教育委員会といたしましては、毎月、各校の実態等について、忠岡町小中生活指導連携会議にて定期的な報告をいただいておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

それは何らかの数字や、統計として残っているものでしょうか。

教育委員会（土居 正幸教育部理事）

議長。

議長（前田 弘議長）

土居理事。

教育委員会（土居 正幸教育部理事）

その具体的な数字が出るということもございます。実際に平成26年度において何件ということも出ております。

以上でございます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。子供の変化に先生も必死に現場で対応されているのは、これは痛いほどよくわかります。ただ、1点だけ、学校に来ない引きこもりの子とかに対しても、今後も目を向けていただければなと思います。これはちょっといじめと違うところもあるかと思うので、今回飛ばします。

その内容を踏まえまして、質問要旨2にあります児童・生徒がいじめを訴える窓口体制として、どのような形で整備、周知されていますでしょうか。

教育委員会（土居 正幸教育部理事）

議長。

議長（前田 弘議長）

土居理事。

教育委員会（土居 正幸教育部理事）

児童・生徒がいじめを訴える窓口体制といたしましては、町施策のスクールカウンセラーを小学校へ配置し、また中学校へは大阪府のスクールカウンセラーを派遣して整備しております。なお、周知については、各学校において4月の学校だより等で保護者及び児童・生徒に対し、各校の相談窓口を周知しております。あわせて、町の教育相談や大阪府教育センター「すこやか教育相談」等の他の相談機関の案内についても周知しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

それはお便りで周知するのは4月のみでしょうか。

教育委員会（土居 正幸教育部理事）

議長。

議長（前田 弘議長）

土居理事。

教育委員会（土居 正幸教育部理事）

4月にまずスタートとして周知させていただきまして、あと定期的に、例えば夏季休業明けの2学期の初め、また冬休み明けの3学期の初め等にも、再度担任等を通して連絡はさせていただいております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

お便りを通してではなく、担任を通してというのは。

教育委員会（土居 正幸教育部理事）

議長。

議長（前田 弘議長）

土居理事。

教育委員会（土居 正幸教育部理事）

いわゆる紙媒体等の学校だより等では4月の最初で、あとは定期的に随時、担任等を通して口頭で、また学級の便り等で連絡はしていると思います。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

わかりました。よろしくをお願いします。

私自身も、元児童養護施設の職員であったし、去年までスクールソーシャルワーカーも経験しましたし、僕自身も人のそういった相談に長々と乗れる、こういうのは比較的得意である人物だと自負しているんです。ちょっと質問の回数が終わってしまいましたので、これ以上は言いませんけど、もしやってくれたら、メールぐらいとかを介して、夜回り先生とか、ああいう感じで相談ぐらいやったら幾らでも乗れますので、そういった民間の力も今後活用していく仕組みに取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

では、最後の質問に移ります。いじめは犯罪行為であるという認識は、教育委員会及び現場の教職員にありますでしょうか。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（前田 弘議長）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

ただいま議員お尋ねの件でございますが、いわゆるいじめの中には、避ける、それから無視をするというような、当然犯罪には含まれないカテゴリーのものもございますが、犯罪行為として取り扱われるべきものもあると認識しております。例えば、ひどくぶつかる、たたく、蹴るは暴行罪。その結果、けがをした場合は、当然のごとく傷害罪。また、金品をたかるは恐喝罪、隠すは窃盗罪等、物を壊すは器物損壊等に当たり、いじめの中には明らかにこのような犯罪行為に該当する行為があるものと認識しております。また、これらのうち児童・生徒の生命、身体、または財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報する必要があるものと認識しているところでございます。

これらの点につきましては、教育委員会としましても従前より学校現場に対して通知や研修会等を通じ、教職員一人一人に正しい認識が浸透するように努めているところでございます。いずれにしましても、守るべきは、つらい思い、悲しい思いをしている被害者の子供であります。いじめによりつらい思いをする子供を何よりも救う、このことを教育委員会、現場の教職員ともども共有していくことに努めてまいりたいと考えているところでございます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。すみません、時間がなくなってきましたので。その犯罪被害に遭っているという意識があれば、いじめは犯罪だという認識があれば、そこから強く後押しできる方策等も見えてくると思います。被害者がいれば、いじめから逃れるために転校するようなこともあります。本来であれば、いじめたほうを強制的に転校させるのが国の通達でも本来推奨されていることを鑑みれば、ここにいる皆様の当然な共通認識でもあると思います。

町専属の弁護士等がいれば、法的に粛々と対応してもらえると私自身は捉えていますが、教職員の業務負担という面だけでも、この9月から中学校給食が始まりました。給食費未納の支払い督促がやはり現場教師の負担になるというようなことも聞いています。こんなような督促業務も、本来であれば北欧諸国のように自治体の法律家が担うというようなことで、本当に悪意で納入しない家庭への対応の負担を減らすことも可能やと思っています。そういったことでも、町として、教育委員会は教育委員会だけではなく、全体に関連性を持った広い視野で、共同連帯の理念で人事採用、職員採用におきましても、今後働きかけていきますようよろしく願いいたしたいとともに、私も提言していきます。

すみません、時間がなくなってきましたので、残り大項目の2項目の質問がありますが、これで私の質問を閉じさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（前田 弘議長）

富本教育長の答弁はもう要らないですか。

7番（三宅 良矢議員）

はい。

議長（前田 弘議長）

それでは、残余の質問につきましては、次回でもお願いいたします。

以上で、三宅良矢議員の一般質問を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

次に、杉原健士議員の発言を許します。

1番（杉原 健士議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

杉原議員。

1番（杉原 健士議員）

1番、呈祥会の杉原でございます。一般質問をさせていただきます。

6月に河川公園除草対策についてという質問を通告では載せていましたけれども、時間の都合上、質問できませんでしたので、今回はお約束どおり質問させていただきたいと思っております。

除草対策に関連いたしまして、まず契約内容ですが、さかのぼること平成16年度から平成21年度あたりまでの契約内容ですが、単年度、それ以降は複数年の契約にした理由ですね。それとまた、今回の入札時における業者は何社あったのかというところですね。また、この業者選定ですが、いつものように指名委員会を通して業者選定をしているのかということをお尋ねしたいと思います。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

すみません、ただいま杉原議員ご質問の件につきましては、複数年の契約のことについてでございますでしょうか。

大津川河川公園、今、複数年契約をしてございます。その理由につきましては、忠岡町長期継続契約に関する条例、これの運用についてでございますが、長期継続契約、これが

できる契約につきましては、年間を通じて途切れるいとまがないものと規定をされております。

具体的には、毎年繰り返し切れ目なく履行が行われる経常的かつ継続的な業務、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要がある業務、契約の適切な履行のために資材、機材の調達や、また労働力の確保、教育訓練期間などを要する契約の相手方の準備期間を確保する必要がある業務の、この3つの条件が全て満たされた場合と規定をされておまして、現在行っております大津川河川公園管理業務がこの条件に合致するものとしたしまして、平成21年度からは3年間の長期継続契約としておまして、それ以前につきましては2年間の継続契約としております。

また、公園管理に必要なハンドガイド式の草刈り機でありますとか、肩掛け式の草刈り機、生け垣のバリカンなどの資機材や消耗品、またパッカー車やトラックなどの車両等の設備投資のほうが必要となってくることから、現在も長期継続契約としております。

それと、今回の6月に行いました大津川河川公園入札の業者につきましては、5社入札に参加しております。そのうち2社が辞退をしております。

以上でございます。

1 番（杉原 健士議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

杉原議員。

1 番（杉原 健士議員）

指名委員会は通していますか。

議長（前田 弘議長）

何の指名委員会ですか。

1 番（杉原 健士議員）

この業者選定の、指名委員会を通していますか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

指名委員会のほうで決定をしていただいております。

1 番（杉原 健士議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

杉原議員。

1 番（杉原 健士議員）

これ、もらっている資料によると、16年度から今回の27年度の契約までの内容なの
ですけれども、数字がですね、27年度、今回の26年度の計算からすると、10年前と
で差額が320万ほどあるんですけれども、この16年度から26年度までというのは同
じ業者ですか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

いいえ、16年度から26年度までは、同じ業者ではございません。

1 番（杉原 健士議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

杉原議員。

1 番（杉原 健士議員）

ということは、やっぱりこれ22年度ぐらいから長期になってから金額が上がっている
んですよね。金額がかなり。これは要するに、積算方法とか見積もり方法、前のクリーン
センターやないけど、相手側から決めてるような数字とかいうことはないんですか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

こちらのほうで適正な積算をしまして、設計を行った結果の金額となっております。か
なり除草範囲も広うございますので、このような金額となっております。

1 番（杉原 健士議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

杉原議員。

1 番（杉原 健士議員）

いつも監査委員さんからでも、この部分に関しましてはいろいろと疑義があったとい
うのも、私も監査委員を経験してからもあるんですけれども、例えば年3回の除草、またよ
く言われる本町の地元業者のためにも、競争力を持たすように、年3回、4回にしても入
札回数をふやすとか、管理方式にするとか、また後の質問にもあるんですけれども、その問

題に関して自主防災組織のような形でクリーンパートナーというような清掃活動の部分でこの軽減をすとかいうような形をとるとかいうことは可能ですか・不可能ですかね。

これ、年に3回、例えば1日4人を日当1万5,000円出して、6万円。90日間で540万円ぐらいになりますね。90日間除草したら、かなり除草できると思うんですけども、まあまあこういうふうな形でできないのか、検討する余地はないのかというところをお答え願いたいと思います。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

今、議員仰せの数回に分けての契約ということでございますが、先ほども申し上げましたように、公園管理に必要ないろいろな資機材等の調達の必要、いわゆる設備投資等が必要となってくることからも、ちょっと難しいかなとは考えております。

それと、もう1つの質問なんですけども、河川公園の委託作業の内容なんですけども、除草だけで町民グラウンドの面積に換算をいたしまして約10個分の面積がございます。また、その作業は春から秋にかけて集中的に行う必要がございますので、そのようなことからいわゆるボランティアは、体制の問題、また安全確保の問題もありまして、難しさがあるとは思っております。

議長（前田 弘議長）

杉原議員、3回を超えておりますので、また次に。

1番（杉原 健士議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

杉原議員。

1番（杉原 健士議員）

今の答弁の内容で大体。次の内容に入っていくわけなんですけれども、そういうこともありながら、これをどのように解決していったらいいのかというので、いつも予算、決算でも何度も質問しておりますけれども、前は平成26年3月議会におきまして述べたように、岐阜県的美濃加茂市、我々議員団で行きましたけれども、ヤギによる除草をすれば、草の焼却処理過程により発生する二酸化炭素の排出削減、またここを利用する幼児、児童がヤギとの触れ合いによって、また子供からお年寄りまでの自主的な美化活動への参加、子供への環境、情操教育の観点からも、ぜひともまた先進都市に倣って、河川公園の除草のためにヤギを使って取り組んでほしいと思うわけなんですけれども、以前、宮口部長もそれなりに答弁はもらってるんですけども、管理方法等含めて十分調査、研究して

ほしいというような答弁もあったんですけど、その進捗が見られないということで、また私、きょう再質問させていただいてますけれども、ひとつよろしく願いいたします。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議員ご提案していただいております河川公園の除草につきまして、ヤギを利用することで機械等を使う除草に比べまして、排ガス等が出ない、自然に優しい除草対策であるということは十分認識をしているところでございます。先ほど議員申されました美濃加茂市の対策につきましては、ホームページを拝見したところ、除草場所が民家から離れた場所であることもございます。本町の河川公園につきましては、民家が近くにあったり、単なる河川敷ではなく公園であることもございますので、河川公園内でウオーキングなどをされている方々に対する安全面で、除草中はヤギを監視する管理人の配置、ヤギが逃げないように除草範囲にその都度、柵を施す必要があること。また、飼育場所の問題や、飼育場所から除草場所までその都度ヤギを移動させること。あわせてまた、ふんの回収作業、水、餌やりなど管理上のさまざまな問題もございます。これら安全面や管理上の問題から、現時点でのヤギによります除草については、導入は難しいとは考えております。

しかし、今後は本町のような都市部におきまして実施されている事例等があれば、また調査を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

1 番（杉原 健士議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

杉原議員。

1 番（杉原 健士議員）

部長の今の答弁を聞いていて、私の提案内容に対する答弁の中で都市部における事例の話がありましたが、実際にあるんですよ。都市再生機構のURが堺市の津久野の南団地で昨年の10月に、団地の約1,000平方メートルある広場に囲いをつくって、日中に2匹のヤギを放し、団地の自治会が世話をして、夜は近くの小屋で休ませる1カ月間の除草実験が行われています。ふだんは柵越しにヤギを見ていた子供たちが、草を恐る恐るヤギに差し出したところ、おとなしく食べるのがわかると、「メエさん、どうぞ」と話しかける子供もいたそうでございます。自治会長さんも、毎日たくさんの方がヤギによる除草を見に来てくれますもので笑顔になっているとのご紹介がされております。

このように、民家の近くでヤギによる除草実験が行われているその結果、住民からかなりの高い評価が得られているようでございます。とにかく1カ月間でもよろしいですか

ら、このような事例のように除草対策、また除草実験をしたらどうかなど。

これに伴いまして、東京都の町田市でも同じようなことをやっておりますし、これは民間だと思えるんですけども、SBエナジー、ソフトバンクの鳥取米子ソーラーパーク、羊、ヤギによる除草実験とか、たくさん事例がございますので、これを見ながら、小さな町ですので、コンパクトな町ですので、それをうまく利用して、住民に優しい、また自然に優しい、また子供からお年寄りまでというような形で取り組んで、調査研究してほしいと思いますので、これに対しましてひとつ答弁願いたいと。

これをする事によって、2番の問題ですけども、答弁によりまして2番のほうは省かせていただきたいと思います。

議長（前田 弘議長）

藤田部長、最後の答弁でこの件は終わります。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ただいま杉原議員のほうから都市部におけるヤギによる除草実験につきまして、事例の紹介をお聞かせいただきました。今後につきましては、少しお時間をいただきまして調査をしてまいり、本町において除草実験ができるのかどうかも含めまして検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

1番（杉原 健士議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

杉原議員。

1番（杉原 健士議員）

まあ、この内容で、この予算内でうまくことはまるように頑張ってもらいたいと思います。

終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（前田 弘議長）

以上で、杉原健士議員の一般質問を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

次に、前田長市議員の発言を許します。

4番（前田 長市議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

前田議員。

4番（前田 長市議員）

公明党の前田です。よろしく願いいたします。

まず、第1点目の質問であります。期日前投票の宣誓書を投票入場券のはがきの裏面

に印刷しておけばいいのではないかという質問なんですが、27年度の予算委員会ของときも質問させていただきました。

期日前投票というのは、いわゆる2003年6月の11日に公布され、同年12月1日に施行の改正公職選挙法によって創設されたものであります。投票は原則として投票日に行われるものであるが、この制度によって、選挙の公示日、告示日の翌日から投票日の前日までに投票することができるというものであります。

原則として、投票時間は午前8時半から午後8時まで、各市町村に設けられている期日前投票所で行われます。この制度によって投票できるのは、投票日に仕事で行けない、また旅行、レジャー、冠婚葬祭などの予定のある者は、このように期日前投票ができるという制度であります。

期日前投票は、年々ふえており、投票率が上がっているところであります。国政の選挙におきましても、昨年の衆議院選挙、2014年度の衆議院の選挙におきましては1,018万2,016人が投票を済ませているわけでありまして、これは9.77%、期日前投票が占めて、有権者の9.77%。その前の2012年の前の衆議院の選挙においては、8.90%ということでありまして、いかにふえているかと。だから、人数にしますと、93万1,000人が昨年の衆議院の選挙のときに期日前投票がふえたということになっております。

そこで、本町においても、最近の選挙の期日前投票の伸びはどのようになっているのか、教えていただきたいと思ひます。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

今、議員おっしゃられたとおり、期日前投票者数というのは年々と申しましようか、毎回伸びてきているというのは確かでございます。私どものほうは、当初不在者投票という制度から期日前投票が新たにできたわけなんですけれども、ちょっと手元でございますのが、有権者数に対する数字は持ってないんですけれども、投票者数に対する期日前投票者数の割合を持っております。これにつきましては、いろいろと選挙の争点によりまして当然数字が変わってこようかと思ひますけれども、大体平均いたしまして16%から18%が全投票者の中の期日前投票者数ということで、不在者投票のときは大体5%程度であったかなという記憶がございますけれども、かなり伸びているというところで理解しております。

4番（前田 長市議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

前田議員。

4番（前田 長市議員）

私のほうも忠岡町の資料をちょっと調べてみまして、平成22年度の参議院選挙においては、期日前投票の割合が17.01%。25年度の参議院選では18.92%ということで伸びております。また、衆議院選挙におきましても、平成24年度の期日前投票の割合が15.51%。そして、26年度の衆議院の期日前投票率が18.92%ということで、どちらの選挙におきましても期日前投票が伸びてきているということでもあります。

本町におきましては、期日前投票をする場合、その投票所に行きまして期日前投票宣誓書という書類をその投票所でもらって書かなければならないと。大変な手間なんですね。そしてまた、混雑する場合がありますので、そこで時間が取られるということもありまして、初めから投票所の入場整理券はがきの中にこの期日前投票の宣誓書を書き込んでおけば、投票へ行くときに、もう既に家で名前と住所、そして生年月日を書いて、どういう要件で期日前投票するのかということを書き込んで、その投票所に行けば、スムーズに投票ができる。高齢者やまた障害者にとっては、大変これが手間であります。そしてまた、受け付けする人もスムーズに、期日前投票の宣誓書はがきの裏に書かれておって、本人さんが持ってくればその場で書かなくてもいいので、受け付けもスムーズに行く。そして、簡単に投票ができる。そして、なおかつ投票率が今後アップにつながるということで、非常にいいのではないかと思いますので、私は本町が早急にこれを実施されればいいと思いますが、いかがでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

今おっしゃられたとおり、期日前投票所におきましては、公示日あるいは告示日から数日間は余り混み合うことがないということで、どうしても選挙の3日、4日ぐらい前から、時間帯にもよりますけれども、混み合っご迷惑をおかけするところがございます。

最近、投票所入場整理券の裏面に、今おっしゃられた申請書、宣誓書を印刷しているところが多うございまして、本町におきましても前向きに検討をしてきたところがございます。しかしながら、現在、裏面に投票における注意書きなどを記入しておりまして、その変更によるレイアウト、あるいは版下の作成費用が課題となっておりますけれども、電算会社との協議をさせていただきまして、このたび無償で修正できるということでございまして、費用面がクリアできたということで、来る11月の大阪府知事選挙か

ら導入をさせていただきたいというふうに考えております。

今後、この変更につきまして広報してまいりますとともに、おっしゃられた投票率の向上にも努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

4番（前田 長市議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

前田議員。

4番（前田 長市議員）

大変にありがとうございます。来る11月の大阪府知事選の選挙があるわけですね。その選挙から導入していただけるということの答弁でありました。本当にありがとうございます。よろしくお願いいたします。

1点目の質問は以上です。

次に、2点目の質問に移らせていただきます。胃がんの原因の1つは、ピロリ菌対策ということで、その事業の助成をしてはいかがであるかという質問であります。ピロリ菌という言葉はよく聞くわけですが、ピロリ菌というのは正式にはヘリコバクターピロリという、らせん状の細菌です。

従来、胃の中には胃酸によって強い酸性の環境にあり、細菌は生きられないと考えてきました。しかし、マーシャル、ウォーレン両博士の研究により、ピロリ菌は胃酸を中和する酵素を持ち、胃の中で生存できることが明らかになりました。さらに、マーシャル博士がみずからピロリ菌を飲むことで、胃潰瘍の原因菌であることを証明しました。胃炎や胃潰瘍は長い間、ストレスが原因と考えておりましたが、直接の原因菌を発見し、医学会に大きく貢献したことから、2005年に両博士はノーベル医学生理学賞を受賞されておるわけであります。

世界保健機構（WHO）は、ピロリ菌感染が胃がんの大きな原因であり、除菌がその予防に効果があることを発表しており、ピロリ菌対策は特に胃がん対策として世界的に注目されていると、このように述べております。そのために、早期発見、早期治療が最も予防対策としていいのではないかと思うわけであります。

がんは、平成25年度の調査では、死因の第1位となっておりますが、検査法や治療法の進歩により、早期に発見し適切に治療すれば、日常生活に支障がなく過ごすことができることも多くなりました。そこで、がんを早期発見し、早期治療へつなぐために、がん検診の受診環境の整備だけでなく、ピロリ菌対策事業のような発症予防にも力を入れ検診を実施し、本町も助成してはどうかと思うわけであります。府内では今、どの市町村がピロリ菌対策の事業の助成をしているのか、その市町村と、またその内容等について少し教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

健康福祉部（萬野 義則部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）

議員ご質問の胃がんの原因の1つであるピロリ菌の対策事業であります。まずこの菌については1994年に世界保健機構が確実な発がん物質に指定し、検査を行うことにより萎縮性胃炎が発見され、胃がんの早期発見につながるとされ、2000年11月からは胃炎、十二指腸潰瘍に限って除菌治療が保険適用できることになっており、2013年2月22日からは慢性胃炎にも適用できるようになっています。

議員ご質問のピロリ菌検査を実施している団体は、大阪府内では平成27年度におきまして11団体となっており、この泉州地域、堺市以南の市町では1市のみが実施されているところでございます。

この検査を行うことにより胃がんの早期発見につながることは十分に認識しておるところでございますが、さて議員ご質問の助成事業でございますが、今年度におきましては妊婦健診の満額助成、及び特定健診と肺がん検査を無料としたところでございます。今後はご要望の件につきまして検討してまいりたいと考えておりますが、まずは各種健診の受診率向上に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

もう1点、各種団体の実施事業の内容でございますが、対象年齢を40歳とし、毎年5歳刻みで実施しています。対象者の自己負担額は1,000円となっております。他の自治体も同様の内容でございますが、対象年齢及び自己負担額に多少の違いがあるようでございます。

以上でございます。

4番（前田 長市議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

前田議員。

4番（前田 長市議員）

今、答弁にもありましたように、大阪府下では11団体がこのピロリ菌対策事業の助成をしているところであるということですね。この泉州近辺では和泉市が今年からこのピロリ菌対策の助成をしているところでありますとの報告であります。特に和泉市の例を見ますと、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳と5年ごとの節目で対象者を絞り、検診をしていると、このように聞いているところであります。

そこで、私はこの11団体の中の大東市のホームページを見ましたら、ピロリ菌抗体検査を受けましょうということで、ホームページに載っております。その中に、Q&Aということで市民に呼びかけているところがあります。ちょっとご紹介させていただきたいと

思います。

まず第1に、「ピロリ菌ってなんですか?」、「ピロリ菌は、胃の粘膜に生息する細菌です。主に子供のころに感染し、胃の粘膜に住みつ়くことで、胃炎や胃潰瘍、胃がんなどいろいろな胃・十二指腸の病気を引き起こします。また、ピロリ菌のいない胃からは、ほとんど胃がんが発生しないことがわかってきました」というものですね。

2点目は、「ピロリ菌抗体検査ってどんな検査ですか?」、「大東市で受診できるピロリ菌抗体検査は、血液中のピロリ菌の抗体の有無を採血で調べる簡単な検査です。胃にピロリ菌の有無を判定することで、胃がんのなりやすさについて調べます」と。「ピロリ菌抗体検査は、胃がんの有無を調べる検査ではありません。必ず胃がん検診と合わせてお受けください」と。

3点目は、「ピロリ菌抗体検査で陽性だった場合はどうすればいいの?」ですかと。「お薬を飲むことでピロリ菌を治療(除菌)することができます。除菌することにより将来の胃がんになる危険性(リスク)を減らすことになると考えられています」と、このように大東市のホームページに載っておるわけでありませう。

本町においても、ピロリ菌対策事業の助成を実施していただきたいなと、このように思うわけでありませう。その中で、手始めにまず、先ほど部長からも答弁がありましたように、特定健診の中にピロリ菌の検査を入れておけば、それは特定健診の中で即、血液を採取するわけですので、検査が受けられるわけでありませう。それによって特定健診の受診率もアップすると。今現在、特定健診もまだ23%の受診で、非常にまだまだ受診率が悪いわけでありませうので、このピロリ菌対策事業の助成を、特定健診にだけでも入れていただければ、予算もそんなにかからないと思ひませうし、また受診率アップにもつながるかと思ひませうので、何か取り組んでいただきたいなと思ひませうが、もう一度担当部長、よろしくお願ひませう。

健康福祉部(萬野 義則部長)

議長。

議長(前田 弘議長)

萬野部長。

健康福祉部(萬野 義則部長)

ただいま議員ご指摘のことを念頭に置きまして、今後検討してまいりたいと、このように考えております。

4番(前田 長市議員)

議長。

議長(前田 弘議長)

前田議員。

4番(前田 長市議員)

ありがとうございます。そして、9月4日、最近ですけれども、産経新聞にこのように載っております。「胃がん発症リスクほぼゼロ」、「ピロリ菌感染なし」、「萎縮性胃炎もなし」ということで、国立がん研究センターのチームは2日、血液検査でピロリ菌と萎縮性胃炎のいずれもないと判断された40歳から70歳の人が、10年間で胃がんになる確率は0.04%から0.63%と、やはりピロリ菌がないことによって極めて胃がんになりにくいということを発表されております。

このように胃がんにならないという、進行する可能性がないという、そのリスクがもう全くというんですか、ほとんどないというようなことも、この国立がん研究センターが発表しております。ぜひとも取り組んでいただきたいなと思います。

最後に、町長のほうにこの事業を何とか進めていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

町長（和田 吉衛町長）

議長。

議長（前田 弘議長）

町長、総括的に。

町長（和田 吉衛町長）

ただいま、いいニュースを聞かせていただきまして、ありがとうございました。本町は、ただいま住民の皆様のご理解のもと、財政健全化を進めております。そういう意味におきまして、住民の期待するものには順次健全化ができれば進めておるところでございますので、健康福祉部長も申し上げたように、検討に検討を重ねていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（前田 弘議長）

前田議員、よろしいですか。

4番（前田 長市議員）

以上です。

議長（前田 弘議長）

以上で、前田長市議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合によりまして、暫時休憩いたします。11時25分より再開いたします。

（「午前11時15分」休憩）

議長（前田 弘議長）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（「午前11時25分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（前田 弘議長）

次に、是枝綾子議員の発言を許します。

5 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

5 番、日本共産党の是枝です。

9月8日、安倍政権は参議院安保法制特別委員会で、戦争法案の採決の前提となる公聴会を来週15日に開催することを決定しました。断じて許せません。日本が攻撃もされていないのに、アメリカが起こす戦争に自衛隊が支援し、憲法の解釈を変えて海外で武力行使する戦争法案は、憲法違反であります。法案の合憲という根拠が崩れ、危険性がはっきりし、安倍政権の説明がうそとごまかしであることが国会でも明らかとなりました。8月30日、戦争法案の廃案を求め12万もの人が国会を包囲しました。安倍政権は、この国民の声を聞き、危険な戦争法案は廃案にすべきです。私たちは、日本の進路を間違った方向に進める安倍政権の退陣を求め、一般質問に入りたいと思います。

来月10月5日から始まる共通番号制度について質問いたします。私は「マイナンバー」とは決して申しません。国が国民に制度の本質を隠し、浸透させるために、親しみが持てる愛称ということで「マイナンバー」という言葉を使っているだけです。何らうれしがるものではありません。国民全員に一生涯、原則変更できない12桁の番号をつけ、法人・団体には13桁の番号をつけて、国民の個人情報を国が管理し、税や社会保障の手続などで使う仕組みです。国により国民が管理されているのに、そして国民のプライバシー権が侵害されているのに、みずから「マイナンバー」と言っていること自体、おかしいことであります。何が「私の番号」でしょうか。

共通番号制になると今とどう違うのか。現在は年金や税金、住民票など個人情報は公的機関ごとにそれぞれ別の番号で管理されていますが、共通番号制になれば各情報を一本に結びつけることができるようになります。ですから、一たび外部に漏れ出せば、分散していた個人情報を1つの番号で名寄せ、突合し、プロファイリングでき、悪用されるわけです。プライバシーの侵害や、収入や財産を盗まれる経済的被害を受ける危険が飛躍的に大きくなります。それが10月からの番号通知がされ、来年1月から税や雇用保険などの事務で使用される予定です。

顔写真入りの個人番号カードを希望者に発行し、本人確認書類として使える便利さを強調しますが、他人に知られてはいけない個人番号を持ち歩くこと自体、危険であり、個人情報保護に逆行するものです。

6月1日、日本年金機構によって基礎年金番号を含む氏名、住所、生年月日などのデー

タが125万件も流出したことを明らかにしました。もしこの年金データ流出が個人番号とひもづけされていたら、個人番号も含めて流出していたかもしれません。しかし、政府は今回のこの反省もなく、基礎年金番号とのひもづけは1年5カ月だけおくらせるという措置をとっただけで、来月からの個人番号の通知、来年1月からの共通番号利用開始のスケジュールは、変更せず進めています。

システム上、セキュリティ対策は絶対安全と言えるものはないと専門家が言っているように、たとえ仮に公的機関のセキュリティは万全にとったとしても、従業員やその家族の個人番号を取り扱う全部の民間企業や団体で情報管理のセキュリティが十分でなければ、そこからの情報流出の危険性があります。幾ら厳しい罰則を設けても、一たびネットに流出した個人番号、情報は、もう取り戻すことはできません。ミスは起こることを前提に共通番号制度は考えなければならないと思います。

しかし、政府は、罰則が厳しいのでミスは起こらないという安全神話により、番号法の実施前にもかかわらず、健診情報や銀行口座などにひもづけする民間分野への拡大する法改定をしました。無謀としか思えません。内閣府の調査でも、共通番号制の内容を知らない人が過半数です。情報保護に不安を感じている人もふえています。政府の対応や民間企業の対応がおくれているというのは、先ほど公室長さんも答弁で浸透していないとおっしゃっておられました。ですから、共通番号制度は延期しても国民に何の不利益もありません。私たちは、共通番号制度の実施中止をすべきと求めております。

一昨日、議会全員協議会で私たちはこの番号法の実施のための特定個人情報保護条例案、忠岡町から提案されているものについて、かなり時間をとって質問いたしました。国からの法定受託事務は、番号の付番と番号カードの交付だけであって、あとは自治事務でありますから、町長や職員の皆さんは、町民のプライバシーの保護、経済的被害などから町民を守るために忠岡町独自でできることは何なのか、想像力を働かせてよく考えてこの問題に当たってほしいと思います。

まず、質問の1点目、共通番号制度実施に当たり、本町役所内のインターネット環境の危機管理対策の見直しと、職員の制限の必要性について、どのような対策をとられたでしょうか。まずは、答弁をいただきたいと思います。

町長公室（柏原 憲一次長）

議長。

議長（前田 弘議長）

柏原公室次長。

町長公室（柏原 憲一次長）

番号法では、個人情報につきまして特定の機関が保有する中央のデータベース等に集約し、一元管理を行うものではなく、個人情報は従来どおり各機関において管理を行う分散管理方式が採用されているということから、全ての情報が芋づる式に漏えいしてしまうと

いうものではないという旨につきましては、これまでもご説明申し上げてきたところでございますが、そのような中、本町におきましては現在、住民情報系システム端末とインターネットシステムにおける端末は連動していないというところでございます。また、今後マイナンバー制度における特定個人情報を取り扱う事務には、住民情報系システム端末を使用し、インターネットシステムの環境にある端末を使用することはございません。

今後も職員には、住民情報や個人情報を取り扱う場合において、インターネットシステム端末を使用することがないように、職員研修や、また取り扱いマニュアルなどを策定していく中で、周知徹底を図ってまいりたいと考えているところでございます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

基幹ネットワークと情報系ネットワークは切断されているということのようであります。職員が情報系ネットワークに個人情報をコピーなどで移して作業するという事はないのかというところでありますが、これは日本年金機構がこれを行ったために漏れたということでもありますから、システム上、ネットワークは別になっているのに、なぜ漏れたのかというと、そこから漏れたということでもあります。ですから、正常でない振る舞いや不正通信を確認したら、アラームがそこで鳴るようにしたり、その通信が遮断されるような対策ということもやはりとっていかなければ、職員研修をしたとしても、やはり人的ミスというのは起こり得るわけですから、そこは機械で遮断すると、アラームが鳴ると、いろいろそういったことで人的ミスを防ぐ、そういうこともとられていくということは考えていないでしょうか。

実は、これは私の考えではございません。総務省の情報セキュリティポリシーに関するガイドラインが3月に改訂されまして、忠岡町にも来ているはずだと思います。この点について3点ほど来ているそうですけれども、改訂されたのが。その点について、忠岡町は検討されたでしょうか。

町長公室（柏原 憲一次長）

議長。

議長（前田 弘議長）

柏原公室次長。

町長公室（柏原 憲一次長）

取り扱いにつきましては、先ほど公室長の答弁がありましたとおり、今現在、検討しているというところでございます。もちろん、先ほどの答弁にございますとおり、職員研修などを通じて、まずは職員に徹底を図っていくということはもちろんでございますが、セ

セキュリティ面の中におきましては、住民情報系システムから例えばUSBなどを接続して、そこからコピーをして、個人のパソコンに落とすということですが、それはシステム上、普通のUSBでは落ちないというような仕掛けになっておりますので、そういうようなことはないというふうに考えております。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

総務省の情報セキュリティポリシーに関するガイドライン、このことについてはちょっと答弁がなかったんですが、それにも照らして点検もされるということと、あと職員も制限をすると。全ての職員ではなく、やはり誰というふうに職員自身も制限するということも必要ではないかということも、今後、まだそういうマニュアルはつくっていないということですので、その点もきちんとやっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

町長公室（柏原 憲一次長）

議長。

議長（前田 弘議長）

柏原公室次長。

町長公室（柏原 憲一次長）

マニュアル等の策定に当たりましては、今議員がご指摘いただいたことにつきまして十分検討して、反映させていきたいというふうに考えております。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

よろしくをお願いします。

2点目ですが、特定個人情報の流出による犯罪、成り済ましの危険性などは、どういったことを想定されていらっしゃるのでしょうか。もう既に全国各地で共通番号制度をかたり、預金口座番号など個人情報を聞き出そうとする不審電話や訪問があったとの相談が国民生活センターに寄せられ、詐欺まがいの手口もあったということです。

10月から通知カードが送られてきますが、その通知カードが不正に他者に渡り、個人カードの申請時点から顔写真が他者の写真で申請がされれば、ICチップにはその他者の顔写真で記録されますので、どうチェックできるのか。

また、心配されるのが、2017年から始まるマイポータルからの漏えいです。個人番号カードとパスワードが不正に入手されてしまえば、別人の情報が見られてしまうのではないかと、我が党の赤嶺政賢議員の質問に、政府の担当者は「マイポータルは、アクセスさえできてしまえば、ある1人の番号付きの情報が全て得られる」と答えています。そして、民主党議員の質問にも、「マイポータルはインターネットとの接続口が必ずできてしまう。セキュリティ面では一段落ちる危険性がある」と認めています。さらに、みんなの党の議員からは、例えば「詐欺グループが老人宅に訪問し、法律が通ったから全員パソコンでやらなきゃいけないんですよとだまし、犯人がパソコンを持ってきて、かわりに手続きしましょう」ということが起きないかと聞かれ、「番号制度があるなしにかかわらず、そのような不正、詐欺事件は起こり得る」と政府担当者は答弁しています。振り込め詐欺被害がいまだに減らない中、マイポータルは詐欺グループにとって、とっても便利な道具になるということでもありますから、大変危険であります。

自分の個人情報がどのように使われたかを自宅のパソコンでチェックできる、プライバシーをコントロールできるといううたい文句であるマイポータルが、不正閲覧で情報が全て漏えいするということになるという問題は、どう解決されるのか。個人カードの交付の窓口は忠岡町です。マイポータルの悪用から忠岡町民を守るのはどうするのか、この2点ですね。町として住民への対策を考えておられますでしょうか。

町長公室（柏原 憲一次長）

議長。

議長（前田 弘議長）

柏原公室次長。

町長公室（柏原 憲一次長）

成り済ましにつきましては、例えば諸外国におきましては、マイナンバーのような国民番号制度が運用されておりまして、特にアメリカでは社会保障番号により不正や税金の還付、年金及び医療給付等の不正受給や、他人の社会保障番号による銀行口座の開設などの成り済まし被害などの報道がなされているところでございます。

これらを踏まえまして、日本では成り済まし防止につきましては、番号法において行政手続などの際に個人番号の提出を受ける個人番号利用事務等実施者に対し、提出者が本人自身であるかを確認すること、すなわち本人確認措置を義務づけているところでございます。そのため、個人が提出する申請書などにつきましては、個人番号を記載する際には、申請書とあわせて個人番号が記載されました公的書面、例えば個人番号カードなどの提示を求められるようになります。したがって、個人番号の提出を受ける市町村の窓口などにおきましては、提出者がその方自身であること、そして提出された個人番号がその方の個人番号であることを確認できるようになり、これによりまして成り済ましを防止することができるものと考えているところでございます。

また、本町におきましても、誤って情報の漏えいが発生しないように、先ほどの答弁にもありましたが、研修を行うとともに、取り扱いマニュアルの策定などに努めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、番号法では、個人番号等を不正に取得する行為等に対する罰則といたしまして、人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、または財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得することや、偽り、その他不正の手段により個人番号の交付を受ける行為などが規定されていることから、これらの行為が想定されているものと考えているところでございます。

また、マイポータルによる個人情報の流出ということにつきましてでございますが、個人番号カードの公的認証と、プラス暗証番号も要するというところでございますので、そのような観点から、漏えいの防止が図られているというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

窓口でのチェックは、やはり町の職員がするということですので、やはり人の手でチェックをするということですので、絶対間違いないということはありません。

国会の中でも、政府も4つのリスクというものを認めております。100%情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能。2つ目、意図的に情報を盗み取る人間がいる。3つ目、一度漏れた情報は流通・売買され、取り返しがつかない。4、情報は集積されるほど利用価値が高まり攻撃されやすくなる。このことについては政府も認めているところがあります。

ということで、さまざまいろいろなことが想定されると思います。訪問して、先ほど申し上げたように、お年寄りにはパソコンにうといですから、それをやってあげようとした場合にどうするんやというふうなことも、いろいろなことが想定されると思います。それについて忠岡町がどういうふうに対応するのかということをお聞きしたんですけれども、そういった具体的ないろいろなケースについて、やはり周知をするということが忠岡町の役割ではないかと。制度のメリットや、こういう制度が始まりますということばかりを宣伝しておりますが、来た瞬間から悪いことを考えている人はやるわけですよ。だますわけですよ。その対応が不十分ではないかということで、これについても早急に対応していただきたいというふうに思います。

それと、外国の例を言い出したらちょっと長くなるので、次に移りますけれども。

3つ目、ドメスティックバイオレンスの被害者、住民票住所に住んでいない住民などに10月からの通知カードをどのように届けるのか。忠岡町が予想している問題点と対応策については、どう考えておられるのかということについてですが、時間がないので、ちょっと続けて言います。

通知カードは単に個人番号を通知するだけでなく、免許証やパスポートなど顔写真付きの本人確認書類と合わせれば、個人番号のカードのかわりに本人確認に使えるものです。単なる紙のカードではないということでもあります。正しく本人に渡らないと悪用されるおそれがあります。先ほどのDV被害者の通知カードが、これが世帯単位に送られてくるため、加害者である配偶者の手にこれが渡ると、カードを取りに来いと言われて命にかかわる事態を招くおそれがあります。DV被害者の支援措置を申請していない場合、忠岡町でも把握することができません。支援措置を知らないで身を隠している人にはどう伝えるのか、またその場合はどうするのかということも忠岡町はきちんとマニュアルもつくって、また周知もしたり、そういった対応はどうお考えなんでしょうか。

町長公室（柏原 憲一次長）

議長。

議長（前田 弘議長）

柏原公室次長。

町長公室（柏原 憲一次長）

ご質問の件でございますが、DV被害者や医療機関に長期に入院されている方など、いわゆる住民票の住所に不在の場合を考えると、通知カードが住民票の住所に送付され、本人の手元に届かない場合というの也被考えられるところでございます。

このようにやむを得ない理由で住民票の住所地で通知カードを受け取れない方々につきましては、町村に申請いただくことで、住民票の住所地以外の居所において通知カードの送付を受けることができるところでございます。そのため、国では9月25日までに新聞やホームページなどを通じまして、通知カードの送付先に係る居所情報を登録、申請することを求めているところでございます。

本町におきましても、この件につきまして、広報あるいはホームページやポスター等によりまして引き続き情報を発信していくことで、できるだけ多くの方に登録していただくというふうを考えているところでございます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

広報でお知らせするという事だけでは、広報が届かないようなところに行かれているという場合も想定されますね。身を隠しているということですので。ですから、いろいろな方法で必ず確実にその情報が届くように、ぜひ検討していただきたいと思います。

ちょっと時間がないので、4、5、6の分をまとめてお聞きいたします。

4つ目、ことし12月から企業では従業員とその家族の個人番号取り扱いを始めますが、帝国バンクがことしの4月に全国2万3,211社を調査対象に行った調査では、対応を進めている企業が2割弱にとどまり、進捗状況は8.9%という数字が出ていました。対応の負担額は1社当たり、ここでは109万円と推計されていますが、ある専門家の試算では従業員100人で支店が数カ所の企業で、初期費用が1,000万円、毎年のランニングコストが400万円、これはまさにマイナンバー増税だというふうに言われております。忠岡町内の事業所の実態などは把握されているのか。また、対応についてはどうやって周知徹底されていくのか、対応費用の融資などはあるのかという点についてです。

それと、5点目が、今議会でも忠岡町より条例提案がされていますが、関連する条例は幾つあり、条例改正など議会への提案予定はどうなっているのか。

そして、6点目は、共通番号関係経費の忠岡町の持ち出し分は、26年度、27年度合わせて何と2,249万円も町民の税金を負担しなければいけないという。国策なわけで、全額国費負担でなければならないのに、そうではないということですので、この共通番号関係経費の忠岡町の持ち出し分については、やはり国に対してきちんと全部出せということで求めるべきではないかと思いますが、まとめて答弁をいただきたいと思います。時間がないので、お答えだけ、4、5、6、いただきたいと思います。

町長公室（柏原 憲一次長）

議長。

議長（前田 弘議長）

柏原公室次長。

町長公室（柏原 憲一次長）

まず1点目の4番でございますが、国におきましてはマイナンバーの取り扱いにつきまして、テレビ、ポスター、リーフレットやホームページを用いて周知されているところでございます。その中で、民間事業者の皆様におかれましては、平成27年10月から法人番号の通知がされること、また平成28年1月以降、税や社会保障の手続で従業員などのマイナンバーを記載する必要があることから、特定個人情報の適切な取り扱いに関するガイドラインの理解と遵守について求められているところでございます。

現在、本町において町内の中小企業さんの実態等は、残念ながら把握しておりませんし、また融資措置等も、措置制度もございませんが、本町におきましても民間事業者の皆様に対しまして、マイナンバーの利用や安全管理などについてご理解いただくため、引き

続きポスターの掲示やホームページ、また広報紙並びにいろいろなイベントが開催されて、住民さんが多く集まる場所等におきまして、積極的に周知を図ってまいりたいというふうを考えておるところでございます。

5番（是枝 綾子議員）

まとめて、もう4分しかありませんので。何件ある、あと何月にする。あと6点目は、国に対して言うのかという点を簡単に。

議長（前田 弘議長）

まとめて答弁してもらいますか。

5番（是枝綾子議員）

はい。

町長公室（柏原 憲一次長）

議長。

議長（前田 弘議長）

柏原公室次長。

町長公室（柏原 憲一次長）

5番目につきましては、件数だけそしたら申し上げます。件数につきましては、現在この議会に上げております特定個人情報保護条例以外に、もう1件、12月に上程する予定でございます。

最後の6番目でございますが、マイナンバーに係る経費につきましては、昨年度におきましても全国的な歳入不足になっているところでございます。今年度におきましても同様の事態が見込まれるところでございますので、本町におきましては、大阪府並びに町村長会を通じまして国に要望してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

まだまだ問題点がたくさんあるというものでありますから、これを1月から実際に運用していくということについて無理があるのではないかと。国のほうからの通知も一部分まだ来ていないという、対応についてもそういった状態でありますので、国も地方自治体も、そして企業もできていないという状態であるので、これは延期すべきだというふうに私は思います。答弁をいただきたいところですが、あともう1つありますので、これは引き続き議論もしていきたいと思いますが、延期を求めて質問を締めくくりたいと思います。

最後に、国の進める地方創生の地方版総合戦略についてお聞きいたします。端的にお聞きします。お金が来ないのに地方創生だと言って、国の総合戦略をトップダウン的におろしてきて、交付金配分の決定権限も国が握り、何が地方で考えろかというふうにも思っております。しかし、使えるものは使ったらいいというふうにも考えております。

本町では、先行型で2,900万円、今年度、100%全額国の財源で実施をしておりますが、8月4日、政府は地方創生の柱の2016年度の名前を変えて新たに新型交付金を1,000億円にする基本方針を決定しました。先行型の今現在の分が1,700億円ですから、前の年を下回る内容であり、全国の市町村、都道府県合わせると1,800、単純に割ると1自治体当たり1億円にもならない新型交付金、これが半分しかもう出なくなるということが決められております。ということは、登ったはしごを半分外されるという、忠岡町自身が、2,900万円のうち、この半分外されるのかということになり、あれだけ鳴り物入りで宣伝した地方創生が、何やこの程度かというふうにも思ってしまうます。

ということで、忠岡町の福祉センターを建てかえたときに比べ、わずかな額しか来ない。これで一体、5年間でどんな計画を立てろということかというふうにも私は思いました。5年間、その事業に予算が来るのか信用できないから、なかなか事業を計画できないというのが実のところだと思います。先行型よりも少ない全体の政府予算。

お聞きしますが、忠岡町はこれから計画をつくるわけですけれども、どのような計画にされていくのかということですね。ということをお聞きしたいと思えます。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

地方版総合戦略の件でございまして、新型交付金につきましては、先ほどおっしゃられたとおり、来年度の予算、概算要求案によりまして1,080億円が計上される見込みということでございまして、なおかつ2分の1は自治体負担ということは報道でもされているところがございます。それに加えて、また先駆的な事業以外が非常に認められないのではないかなというふうにも私どもも苦慮しているところがございます。

それと、総合戦略の計画の内容についてでございますけれども、これにつきましては今後、総合戦略の会議におきまして決定をしていくということでございますけれども、今、私どもで考えておりますのは、アンケート調査の結果などから、若い世代の子育て関連、あるいは若い世代への就労支援、そういった形のところに重点的に施策を考えてはどうかというふうにも今のところ考えているところがございます。

5番（是枝 綾子議員）

議長、一言だけ。

議長（前田 弘議長）

それで終わりにします。是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

余りお金がわずかししか来ないということで、計画がなかなか立てにくいというものになってきているということが明らかとなったわけではありますが、できるだけ住民の暮らしを支える、また住みやすい忠岡町にしていくために頑張って計画をつくっていただいて、していただきたいというふうに申し上げて、質問を終わります。

議長（前田 弘議長）

以上で、是枝綾子議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。13時から再開いたします。

（「午前11時56分」休憩）

議長（前田 弘議長）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（「午後1時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（前田 弘議長）

次に、高迫千代司議員の発言を許します。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

11番、日本共産党の高迫です。一般質問をさせていただきます。

まず初めに、教育行政についてお聞きをいたします。2つの小学校の教室にエアコンを設置していただくお話ではありますが、本件につきましては、私ども議員団が長年議会で取り上げてきた課題でもあります。相対的におこなわれていると言われる泉州の自治体でも、高石市、泉大津市、泉佐野市、田尻町が全ての小・中学校の教室にエアコンを設置しております。本町でも27年度に忠岡小学校、28年度で東忠岡小学校の普通教室にエアコンを設置する計画であることが明らかにされました。

これは25年10月の決算委員会の資料です。この中には、26年10月の決算委員会の資料、27年3月の予算委員会の資料で、「10カ年の財政収支の見通しについて」という中でちゃんとお示しをいただいているところでもあります。さらに、27年度の予算

書には、忠岡小学校空調設備監理に170万円、整備工事に8,500万円が計上されております。地域では、子供さんたちが大変喜んでおられます。

にもかかわらず、本年度が予定であった工事、夏休みにはありませんでした。これはどういう工程でそうなったのか、理由も含めてまず初めにお聞きをしたいと思います。

教育委員会（長屋 孝之教育部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

長屋部長。

教育委員会（長屋 孝之教育部長）

お答えさせていただきます。

今年度、仰せのとおり忠岡小学校の空調等整備工事を行うという予定でございましたが、国、文部科学省は、平成27年度までの耐震化の完了を推し進める耐震化事業を優先的に採択する方針を示しまして、各自治体が計画しておりました老朽化対策やトイレ改修、おっしゃる空調設備の設置などの教育環境改善事業等への補助につきましては大部分が見送られまして、本町が計画しておりました忠岡小学校の空調設備の設置の補助につきましては、まことに残念ながら今年度不採択となったところでございまして、そういうわけで今回見送ったというところでございます。

この小・中学校の空調整備につきましては、本町の財政状況を見ながら計画的に整備していくという方針に従いまして、昨年度は忠岡中学校の本館、新館の空調整備を行い、全館の完了を見たところでございますが、今後も本町が目指す子供たちが快適に過ごすことができる学習環境を実現すべく、来年については国の学校施設環境改善交付金を充当して、忠岡小学校の空調整備を実施してまいりたいと、今のところその旨考えております。

以上でございます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

原因が忠岡町の意味ではなく、国がその事業を忠岡町が希望しているにもかかわらず採択をしなかったところに原因があるということはわかりました。ただ、今長屋部長さんがお答えになった中で、28年度に忠岡小学校の工事をしていきたいということがございました。これは27年度、忠岡小学校が認められなかったのは国の方針によるもので、忠岡町は計画も財政もちゃんとお持ちでありました。そうですね。28年度は東忠岡小学校をするということで、ちゃんと財源の計画もこの見通しの中で明らかにされておられます。別にとってつけたことをやるわけではありません。1つ忠岡小学校が28年度にずれるだ

けで、28年度に計画されておられる東忠岡小学校はそのまま同じように工事をする事が可能ではありませんか。その点についてお聞きをしたいと思います。

教育委員会（長屋 孝之教育部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

長屋教育部長。

教育委員会（長屋 孝之教育部長）

東忠岡小学校の空調整備でございますが、これにつきましては財政状況を見ながら、今の状況では29年度に実施できるよう年次的に取り組んでまいりたいと考えておりましたところでございます。

それで、今回、28年度に6月の申請におきまして、忠岡小学校の分を上げておりますが、今回、先ほど申しあげましたように、年次的にというところで29年ということで、この28年度の分の6月申請は、東忠岡小学校の空調には手を挙げておりませんでしたけれども、これも国が6月申請は全国の状況を見ながら、大体把握しながら、6月の状況を見ながら、多分ノミネートした分についてはある程度考えが出てくるかと思うんですが、国は11月にも再度そういう申請のノミネートというんですか、やられるところでございますので、今般、採択するのは国でございますけれども、11月において再度、一度財政当局とも協議しながら、東忠岡小学校の空調整備、採択できるかどうかは別にいたしまして、考えて、そのときに適切にどうしていくか考えていきたいと、かように考えておりますので、どうかご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

28年度にできるように、11月採択を目指して申請をしていきたいと、こういうことだと思っておりますが、国のほうは耐震化が27年度で一段落しましたので、エアコン設置については予算の枠を広げたようです。3分の1の上限は変わりませんが、対象数を広げているので、11月採択というのは可能性が高いというふうに思います。ぜひご努力いただきたい。子供たち、期待している人たちがたくさんいるわけですから、その期待にぜひ応えていただきたいというふうに思います。

次に、住民の暮らしの分野でお聞きをしたいと思います。何度か取り上げてまいりましたが、住宅リフォーム制度を忠岡町でも実施をしていただくことです。町の工務店や水道業者の方に仕事が回る。住民の皆さんも、水洗化の工事やリフォームや耐震化に取り組むきっかけをつくるという制度でもあります。

忠岡町のほうで考えても、水洗化工事、忠岡町が投資をした資本を回収していくためにも大事な事業は、水洗に接続していただくことです。その事業を取り組んでいただいておりますが、25年度は84.3%。これが26年度には85.7%と努力をされておられますが、これは府下平均になりますと97%ですね。この泉北地域だけを限って見ても、90%平均でありますから、忠岡町の数字はやっぱりおくられているというふうに思わざるを得ません。これらを進めていくという点でも有効な事業ではないかというふうに思っています。

それから、昭和56年以前の民間建物の耐震化、これも担当の方が頑張っていたいただいて、これまで1軒であったものを2軒ふやしていただいて、3軒になりました。よく頑張っていたいただいていると思いますが、忠岡町が当初掲げた3桁の目標からすると、まだまだこれからだということが言えると思うんです。そういうふうな忠岡町がなすべき仕事のお役にも立つ、これがリフォーム事業化の仕事の大きな役割ではないかというふうに思っています。

そういう点で、半年前の3月議会のときに、全国中小企業団体連絡会の皆さんが国と交渉する中で、国からの交付金が見えるというふうに回答されています。これは財源対策として私もこの議会で提起をさせていただきました。地域住民生活緊急支援のための交付金や、地域消費喚起・生活支援型の予算は、消費喚起につながると認められれば住宅リフォーム助成に活用できるというふうになっております。これはその3月の時点から検討しています。具体的な問題を提起していますから、お考えをいただいていると思いますが、いかがでしょうか、お答えください。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

高迫議員ご質問の住宅リフォーム助成制度につきましては、経済波及効果を上げ、地域経済の活性化、また転入、定住促進を図ることを目的として制定をされておまして、住宅のリフォームに対して、その経費の一部を自治体独自の財源で助成する制度であるというふうに理解はしております。大阪府内では現在、4自治体の実施をしております。

本件につきましては、これまでもご質問をいただいているところでございますが、議員仰せのとおり、現時点では制度化には至っておりません。また、仰せの耐震改修制度と住宅リフォーム助成制度をあわせて補助していくことにつきましては、耐震改修の促進でありますとか、また水洗化の促進の目的でもあることは認識をしております。

今後につきましては、財源の問題もございますので、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定していく中で、地域の活性化という面で活用ができれば、また検討をしま

りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

午前中の質問で是枝議員が解明いたしました。現在検討中の地方創生なる事業は、出てくるお金が麻生内閣のときの交付金、また民主党政権時代の交付金と比べても圧倒的に小さなものであります。ですから、これを使って大きな事業はなかなかできにくいというふうには思っておりますが、小さな事業に活用することはできます。忠岡町が10万円出せば、100万、200万の経済効果を生む事業です。

ここに資料がございますが、これは熊本県の益城町、ここでは27年度の当初の予算は全額、国の住民生活等緊急支援のための交付金（地域消費喚起・生活支援型）、これを活用したものです。ちゃんと既に使っているところがあるんですね。活用はできるんです。ですから、今おっしゃっていただいた活用できるならば考えてみるというお話ですが、活用はできます。ぜひ積極的な立場でお考えをいただきたいというふうに思うんです。

これは日本全国いろいろ知恵を使っているんです。本町では間に合いませんが、群馬県の前橋、北海道の千歳では、プレミアム商品券を発行する際、それでリフォーム事業にも活用できますよというふうにして、大々的に呼びかけている。こういうこともされているんです。実際に知恵を使えば、少ない交付金でもいろんな効果を上げて、10倍、20倍の経済効果を生み出すことができる、こういう活用の仕方をされておられます。日本全国で創意工夫が生かされているということではないかと思えます。

ですから、活用できるわけですから、ぜひこれは前向きにお考えをいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

現在、国のほうからは新型交付金の採択要件、先ほど高迫議員が申し上げておりましたが、詳細につきましてはその採択要件のほうはまだ示されておられません。ですが、地域の活性化という面で、先ほども採択が可能であれば、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議、このほうにメニューとして上げていきたいと考えております。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。ほかにもね、国は2014年度、長期優良化リフォーム推進事業、これを制度化しまして、全国で7,000戸分、50億6,900万円を予算化しております。ご存じだと思うんですが、小規模企業振興基本法、これを受けて小規模事業者の活性化に重い門戸を開いています。こうした制度を活用してするという道も私はあると思いますが、いろんなことでやっぱり知恵も力も発揮していただいて、ぜひこれはいいことだなと部長さんはお思いをいただいているわけですから、忠岡町の耐震化や水洗化を進めていく、そういう立場からもぜひ前向きにお取り組みいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、最後に本町の子育て支援です。子供の医療費助成の通院分を中学校卒業まで年齢を引き上げられることについて、お聞きをいたします。

子供の医療費助成は、子育て家庭の経済的負担を軽減するとともに、病気の早期発見、早期治療や、治療の継続を確保する上で重要な役割を担っています。今、大きな問題になっている子供の貧困、この貧困率というのは年々高くなり、深刻さを増しております。

例えば、全国保険医団体連合会が実施をした患者受診実態調査では、「経済的理由で治療を中断した例があった」と回答した医療機関が、お医者さんで50%、歯医者さんで64%に上っています。大阪だけに限定しても、大阪の歯科保険医協会が実施した学校歯科治療調査で、要受診、お医者さんに行ってきたさいよというふうに診断された小学校の半分以上、中学校では7割が、歯科医療機関を受診していなかったという結果が出ています。大変多い数ですね。

忠岡町では、それまでの通院小学校3年生までを、4月から小学校卒業までと引き上げていただきました。引き上げていただきましたが、ここに一覧表がありますけれど、池田市は7月から小学校卒業を中学校卒業まで引き上げました。枚方市は、12月から小学校卒業を中学校卒業までに引き上げる予定です。寝屋川市は、1月から小学校卒業を高等学校卒業までに引き上げます。四條畷市は、7月から小学校3年生を中学校卒業までに引き上げます。交野市は、1月から小学校3年生を中学校卒業までに引き上げます。豊能町は、7月からこれは何と就学前から高校卒業まで一気にステップを駆け上がって引き上げます。岬町も7月から小学校卒業を中学校卒業まで年齢を引き上げます。

忠岡町は4月の時点では少し前に行ったという状況ではありましたが、このその後起こった状況を見比べていただきますと、大変差がついてきたかなと。府下では通院の小学校卒業までというのは、島本町と忠岡町だけです。来年度、中学校卒業まで、この府下の流れ、全国的な流れに合わせてやっぱり引き上げて、忠岡の子育てをしっかりと応援していこう、こういうふうなお気持ちはございませんでしょうか。お聞きをしたいと思ひ

ます。

教育委員会（長屋 孝之教育部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

長屋部長。

教育委員会（長屋 孝之教育部長）

本町の医療費の助成事業のPR、ありがとうございます。これにつきましては、子育て世代に係ります負担軽減を図りまして、健康な子供の成長と福祉の向上に必要でもあるということ。また、子育ての重要な施策であるとの認識を持って、今までやってまいりました。

先ほど議員おっしゃるように、本町も昨年の10月には、入院分の助成対象者の年齢を中学校の卒業の年度末までに、通院分を小学校の第3学年終了の年度末までに拡充をいたしまして、今年度引き続き4月には、通院分を小学校の卒業の年度末まで拡充してきたところでございます。

これからどないする、中学校云々ということですが、きょうはやるとは明言はできませんけれども、いろんな政策的な判断も必要かと思うんですけども、これから実績も出てまいりますし、また中学校となりますと、体力的なこともあって、その通院がどれだけかかるかということもありますけども、子育てを本町の子育て支援ということで町の方針として大きな重要な施策として考えておりますので、議員おっしゃるような子育てをしっかりと考えていく、応援していきたいというところで努力してまいりたいと、かように考えておりますので、どうかご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

ありがたいお話だというふうに思っております。

ここで、これまでこの子供の医療費の助成というのは大きなお金がかかります。ということで、担当のほうでお考えになっても財政のほうでストップがかかるというふうなケースがたくさんあったというふうに聞いておりますし、本町も全く別だというふうには思っておりません。

そこで、資料をいただいたわけですが、これによりますと、27年度に組んでいた子供の子供の医療費の小学校卒業まで通院分、これをやるという予算に比べて、中学校まで含めてやったらどうなるかという予測をした場合、あとプラス110万ぐらいでいけるのではないかというふうな分だということが明らかになりました。ですから、その中学校

までやるについて、そんな莫大なお金はかからないんですよという試算も出ているわけですから、ぜひこれは財政課のほうも説得していただいて、担当部長さん、頑張ってくださいなというふうに思います。

この周辺の自治体というのは、大阪府下でもこの子供の医療費の年齢についていえば、おくれた大阪の中でもまたおくれた地域というふうに現在はなっております。しかし、そうした中で、いろんな議会の記録を見ますと、忠岡よりもまだおけている大きな市が、来年は2年ステップで上げていくのはやめる、住民の強い要望もある、。周りの人も連携していかないかんとというふうな答えをされています。ですから、上げる可能性というのは私はあると思うんです。そのときに忠岡町がやってなかったら、忠岡町がポソッと抜けると、こういうふうなことになってしまいます。

これは函館の話で申しわけないんですが、函館市は、この子供の医療費の問題では少し周りの市と比べておくらせています。すると、どういうことになっているかといえば、周りの子供の医療費、高校卒業までやっている市や町に人口が、特に若い人たちが転出していく、こうしたことが起こっているんですね。忠岡は、まだよく町長さんがおっしゃっていますように、保育所も待機児はいないし、そんなに出ていっている人はいませんよということですが、やはり周りが上がってくると、この同じような現象が忠岡でも起こりかねません。やっぱり忠岡というのは、大阪の中心街から見ても二、三十分で行けるところで、地の利のあるいい住宅環境の整ったまちです。ここで子育てがしっかり応援できる、そういうまちになれば、もっと多くの皆さんが忠岡に来ていただけるだろうというふうに思っております。そうしたまちづくりをしていく大きな柱の1つだというふうに考えておりますので、そうした立場でしっかりとお取り組みをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育委員会（長屋 孝之教育部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

長屋教育部長。

教育委員会（長屋 孝之教育部長）

先ほども申し上げましたように、本町の重要な施策として子育て支援と、この子供の医療費の助成の通院分、今まで議論してまいりました。これも先ほどおっしゃられましたように、財政的に見ますと、そんなに変わらないというようなお話もございました。それはこちらの担当部署のほうで試算しますと、お見込みのとおりでほとんど変わらないところでございます。

今後どないするかということについては、政策的な判断も必要かと思っております。ただ、教育委員会としてはやはり子育て支援をしっかりやっていきたいというところで、その大きなタイトルに基づいて頑張っていきたいと思っておりますので、その辺はひとつご理解のほどお

願いたいと思います。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

ありがとうございます。どうかよろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

議長（前田 弘議長）

以上で、高迫千代司議員の一般質問を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

最後になりますが、河野隆子議員の発言を許します。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

6 番、日本共産党、河野です。ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず初めに、町営葬儀の改善についてお聞きしたいと思います。大切な家族が亡くなったとき、葬儀をどのように行えばいいのか、民間の葬儀会社をお願いするのか、または町営葬儀でしょうかと、急なことですら大変な思いで家族さんは葬儀を執行していかなくてはいけないということになります。それが突然であれば、なおさら遺族の方は心身ともに疲労が重なっている中、でも亡くなった家族、親族には心から精いっぱい弔ってあげたいという思いです。

現在では民間の葬儀会社もふえ、大半のご遺族はそこで葬儀をされております。本町ではお葬式を挙げる斎場がありますが、キャパの問題であつたりとか、またご近所の手を煩わせたくないというそれぞれの思いがございます。町営葬儀のあり方につきましては、どこまで本町が葬儀に携わっていくのかという問題はさまざまあろうかと思いますが、本日の質問では、町営葬儀の料金の見直しについて質問させていただきます。

2年前にも料金の問題につきましてはお聞きさせていただきました。繰り返しにはなりますが、本町の町営葬儀の費用は、一番安い費用で申しますと、祭壇が4万円、火葬使用手数料が2万円、棺料は1万円、霊柩車は2万7,300円で、これを合計いたしますと9万7,300円です。お供えの花やお寺さんのお布施は、もちろんこの中には含まれておりません。

前回にも申し上げましたが、お隣の泉大津市は、安い費用であれば祭壇使用料1万円と火葬料は2万円、棺料と霊柩車は無料であります。霊柩車は民間の葬儀会社で3年に1回の入札で2万円の料金がかかっているということではありますが、丸々泉大津市が負担されています。合計3万円で泉大津市はできるわけであります。岸和田市は、祭壇使用料、火葬料、棺料、霊柩車を含めて低料金のプランでいきますと、5万9,580円でできます。また、整理だんすの上にも飾れるタイプで、1,900円という小さい祭壇も用意されています。このタイプでいきますと、合計5万800円でできるということになります。

家族が亡くなり、心いつぱいの気持ちで弔ってあげたいというのは当たり前のことあります。簡素なお葬式を挙げたいというさまざまなご家庭もございます。家族だけで見送ってあげたいという家族葬も近年ふえております。他市と比較しましても町営葬儀の費用が高い、この認識はございますでしょうか。また、見直しを検討していくべきだということは前回にも申しましたが、いかがなっておりますでしょうか、ご答弁をお願いしたいと思います。

住民部（前田 忠嘉部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

前田住民部長。

住民部（前田 忠嘉部長）

議員おっしゃいますように、以前にも同じ内容の町営葬儀の料金についての質問を承っております。現在、忠岡町におきましては、町営斎場を利用しての葬儀が主にはなっておりません。現状、さきほど議員さんがおっしゃるように、民間葬儀が多いという中で、忠岡町におきましては以前と同様で、町営葬儀のランクにつきましては、「らいこう」、「れんげ」、「くじゃく」の3種類の祭壇をご用意しております。また、斎場を利用しての町営葬儀につきましては2種類の料金設定になっており、火葬料を除いて「れんげ」6万円、「くじゃく」4万円となっております。

他市と比較いたしましても、祭壇のつくりや斎場を利用した町営葬儀の場合は、移動せずその場で火葬までできるなど他市には余りない施設を忠岡町は維持管理しているということも考慮に入れていただきまして、現行の料金の設定のままでどうぞご理解願いたいと思います。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

さきにも申し上げましたように、泉大津市や岸和田市には葬儀のできる斎場はございません。ですから、せっかく本町には葬儀ができる斎場があるのですから、少しでも多くの住民の方に使ってもらえるように料金も下げるということは、これは検討すべきではないかと思うんです。

葬儀を挙げられる斎場を持っているのは、近隣では高石市や貝塚市がございませう。火葬料も比べると、忠岡町よりは安いんです。しかし、何よりも祭壇使用料が安いんです。泉大津市、岸和田市はさきに述べさせていただきましたけれども、高石市は2万6,000円、貝塚市は1万5,500円という料金の祭壇も用意されております。本町の斎場を利用した祭壇は、今部長おっしゃられましたように6万円、4万円でございます。

維持管理が要するという、今答弁もございましたけれども、祭壇はもともと斎場には組んでございませうね。もう組んである。ですので、カーテンをあけるだけだと思いますので、せめて祭壇費用だけでも料金を他市並みに下げていく、これはできるんじゃないでしょうか。この点についてもう一度お願いいたします。

住民部（前田 忠嘉部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

前田住民部長。

住民部（前田 忠嘉部長）

当然、議員さんおっしゃるように、他市との祭壇の利用料につきましては、何らかの開きはあるというのは存じております。ただ、祭壇と一口に言いましても、いわゆる忠岡町に我々が今携わっている祭壇というのは、かなり立派なものを町営斎場のほうには設置しているということで考えておりますので、その辺についての現時点での祭壇の利用料の変更というのは、ちょっと今考えておりませうので、どうぞよろしくご理解のほどお願い申し上げます。

それとあわせてなんですけど、最近、葬儀の形態というのがかなり変わっております。数年前までは、お通夜、葬儀という形の葬儀がほとんど大半を占めておりました。ただ、今はお亡くなりになった時点で即座に直葬、いわゆるお亡くなりになった病院から忠岡の斎場を利用して火葬のみの形とか、またそういうふうなので忠岡町の斎場は、議員さんもお存じのように、1階がいわゆる式典、葬儀、告別式をする場として設定しております。2階につきましては、待合室という形での町営の分になっておりますので、それについてもいわゆる喪主、もしくはその親族の要望に合わせて利用の形態を合わさせていただきます。そこでの料金をできるだけ安値、廉価に上がるということでの担当課としては努力いたしております。その辺もご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

斎場の場所の1階、2階の部分で分けて料金を設定されてこられたというご努力はよかったのではないかなと思うんです。別々に使われる方もいらっしゃいますので。そこは評価させていただくんですが、ただ、今部長もおっしゃられましたように、立派な祭壇を組んでいると、そのように自負されているわけなんですけれども、きのう私は貝塚の安い祭壇、これの写真も取り寄せていますが、その簡素な祭壇でも全然見ばえも悪くないですし、いいものです。ですので、立派な祭壇とおっしゃるんですが、その簡素な祭壇もぜひ新たに買うと、そういったことも検討していただいたらいいんじゃないですか。立派な祭壇だから値段が下げられないんだとおっしゃるんですけどね。

忠岡町の町営葬儀の条例の中では、使用料の減免制度もございます。これについてであります。ほとんど使っていないということは前のときにもお聞きしたんですが、現状どうなっていますでしょうか。また、その条例の中身をもう一度ちょっと説明お願いできますか。

住民部（前田 忠嘉部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

前田住民部長。

住民部（前田 忠嘉部長）

私、現在、住民部長ということで担当させていただいておりますが、以前、住民課長から私は約4年間、町営葬儀のほうを確認させていただいておりますが、私が知っている範囲では減免の申請はございませんでした。それとまた、当然減免の規定というのは当町のほうでも条例化しておりますし、祭壇の利用料を2分の1にするというふうな内容ではございますが、設定はしておりますが、申請はございません。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

設定はしているが申請はないということでございます。これは住民の方、知らない方がほとんどではないかなと思うんです。それは全ての方に減免制度が使えるわけではございませんが、やはりきっちりそれは周知していくというのは町の責任だと思うんです。恐らくこの10年間ぐらい全くないんじゃないかなと思うんです。ですので、どう周知されるのか。これは前回もね、その当時、前田部長さんではいらっしゃいませんでしたが、その周

知も私はお願いいたしました。これはぜひ広報にも載せるとか、1件も使っていないというのはどうなのでしょうかね。やっぱり知らないから使えてないというのもあると思うんです。ですから、これはぜひ周知をお願いしたいと。

それと、先ほど申しましたように、祭壇の費用ですね、せめて祭壇の費用を下げている、そういった検討も今後していただきたいと思うので、それはこの一番最初の質問でさせて頂きましたが最後にちょっとご答弁お願いできますか。

住民部（前田 忠嘉部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

前田住民部長。

住民部（前田 忠嘉部長）

祭壇につきましては、先ほどご答弁させていただきましたとおりの回答になって大変申しわけございません。現時点で祭壇の利用料を検討することは現時点では考えてはおりません。大変申しわけございません。

それとまた、町営葬儀については、年に一度、町の広報に記載はしております。利用料金等々載せてはおりますので、その中で減免の規定というのは載せてないように自分も記憶しております。それにつきましては、喪主もしくは親族のほうからそういう相談があったときには、当然係の者は対応いたしますが、あえて広報に載せる必要は自分もないと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

ぜひ載せてくださいね。よろしくお願いいたします。

ちょっとその祭壇の値下げは考えられないという担当部長さんのお考えでございますが、この決定機関というのは町長でございますから、これはあわせて最後に町長にお聞きしたいと思うんですが、ちょっとその前に、先にこの2階の待合室の階段の昇降機能、これを先に聞かせていただいて、最後に町長に聞きたいと思うんです。

2階の待合室がございまして、テーブルも置いてあって、食事ができるフロアも和室もございます。しかし、障害者の方、また高齢者の方にも2階まで上がるということが大変な作業なんですね。2階になかなか上がれないと。家族のお通夜に来て2階に上がれないので、一たん自宅に帰ってしまうということもございますし、また家族や親しい友人と故人の話をゆっくりしたくても、できないというのが現状だと思うんです。

で、そのような方も2階の待合室が使えるように階段昇降機を設置していただければと

と思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

住民部（前田 忠嘉部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

前田住民部長。

住民部（前田 忠嘉部長）

当斎場につきましては、平成26年度におきましては12回の利用がありました。また、最近は先ほども申しあげましたように、直葬や家族葬が多くなっており、利用される人数も減ってきておるのが現状でございます。当斎場につきましては、平成2年より運用を開始しており、施設の老朽化による建物の改善や火葬炉の改修工事等に現在取り組んでおります。

今後、階段昇降機につきましては、施設の方向性を見きわめ、住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくご理解のほどお願いいたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

田尻町では2年前に約2,600万円かけて斎場にエレベーターを設置されたということでもあります。あの階段昇降機、私がきょう提案させていただいているのは階段昇降機でございます。手すりにつけて、ずっと椅子が上がっていくというタイプでございますが、金額はそれぞれありますでしょうし、その階段のメーター数によっても違うと思うんですが、大体100万円前後の費用でできるのではないかというふうに私は考えているんです。この費用面が、今田尻のことを言いましたけれども、安く上がる。それだけの理由でなくて、やはり今申しあげましたように、高齢者や障害者の方が使える施設でないといけないと思うんです、町の公共施設ですので。この点について、町長にご答弁をお願いしたいんです。それはさきの祭壇料金の値下げ、これも町長が決定機関だと思いますので、それとあわせてこの階段の昇降機、どうお考えになっているかというのを町長にお聞きしたいと思います。

議長（前田 弘議長）

河野議員、料金のことについてはこれで4回目です。町長が料金に答えて、それで終わりにしたいと思います。

6番（河野 隆子議員）

1番、2番と分けているから、3回になっていますか。

町長（和田 吉衛町長）

議長。

議長（前田 弘議長）

料金のことについては今度は質問しないでください。昇降機の件はやってください。

町長、そしたらやってください。

町長（和田 吉衛町長）

料金のほうについては、安いほうがいいと思いますので、また安価で設定していくことが、怒られますが、民間葬儀の値段に歯どめがかかると思いますので、絶えず検討、努力を重ねていきたいと、こういうように思っております。

階段昇降機については、利用度、利用者等のことも思って考えていっても、ちょっと取り上げにくい。そして、先ほど来部長が答えていますように、ぼつぼつもう施設問題が絡んできているのかなあと、こういう思いでおりますので、これから検討の緒につきたいとは思っています。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

亡くなられた方の火葬だけをすればいいというのが行政の仕事だとは私は思わないです。件数も、先ほど平成26年には12回しか斎場でなかったということもお聞きしました。しかし、やっぱりある程度設備投資ですね、そんなに財政が逼迫するような金額でもないと思うんです。エレベーターでしたら大変だと思うんですが。ですので、住民が使いやすいような施設整備、それから先ほども申しましたように、高齢者や障害者の方を排除するような、そんなようなことがないように、みんなが使えるような施設、それをお願いしたいと思うんです。それにつきましては、町長も料金をまた検討するとおっしゃられていましたので期待もしたいところなんですが、昇降機に関しましてはぜひつけていただきたいと、これをお願いしたいんですけど、町長、ちょっと余り今つける気がないようなことをおっしゃっていましたが、私が今言いましたように、高齢者や障害者の方を排除するようなことがないようにということで、その点についてどうお考えになりますか、昇降機についてです。

議長（前田 弘議長）

町長、昇降機について再度答弁してください。

町長（和田 吉衛町長）

議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

失礼な言い方ですが、ちょっとつける気はありませんので。施設とともに考えていきたいと思います。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

非常に町長、つける気がないということで残念ですけど、これはぜひ検討してください。それが行政の仕事だと思うんです。火葬だけではありません。だから、ぜひそれは検討していただきたいということをお願いします。

では次の質問に移らせていただきます。高齢者の配食サービスの改善についてお聞きします。これまで高齢者の配食サービスの食材、味つけの改善については質問させていただいております。配食サービスは、社会福祉協議会の地区福祉委員さんが配っていただいている毎週水曜日の「ふれあい給食」、それから食の自立支援事業でしています月曜から金曜まで配達されているお弁当がありますが、どちらもこれをつくっているのはピープルハウス忠岡でございます。自立支援事業のほうはピープルハウスが調理、配達、安否確認を委託されており、本人負担は300円、町負担は550円で、合計850円支払っています。

ここ数年の利用者、登録者を見ますと、平成26年で登録対象者は30人、平成25年が登録対象者27人、ずうっとさかのぼりますところ、約10年さかのぼったら、平成18年が57人、平成17年は52人いらっしゃったんですね。65歳以上の高齢者は、単に人口で見ますと、平成17年と平成26年で比べると1,100人ふえています。高齢化社会になっておひとり暮らしの方もふえていると思われませんが、配食サービスについては人口がふえているのにグッと登録者が減っている。このことについて、町はどのような分析をされていますでしょうか。まず、その点についてお聞きしたいと思います。

健康福祉部（萬野 義則部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）

配食サービスの数がふえていないということではありますが、地域によっては近くにコンビニエンスストアが存在することや、介護保険制度の浸透により介護サービス利用者は訪問介護の訪問介護員、ヘルパーが食材の購入や調理を行っている場合がございます。また、配食弁当の業界も活発に営業活動等を行っておりまして、これらさまざまなことが要

因と考えられます。

以上でございます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

今、萬野部長からお答えがございました。コンビニもふえている、それから配食サービス業界、こういった民間の業界もふえているといったところで、そこに移っていらっしゃるんじゃないかというふうな分析をされているというご答弁でよろしかったですね。それでよろしいですね。

単にほんとにそうなんでしょうか。町の食の自立支援事業、配食サービス事業については、町はこのように言われております。食事づくりが困難なおおむね65歳以上の単身者、高齢者のみの世帯、及び重度身体障害者に対し、地域で安心して暮らせるため、生活の基本である食の確保、栄養の確保による健康維持、疾病予防及び配食時の安否確認などを実施することによって、地域社会の福祉の向上を図ることを目的とすると、こういうふうに書かれているんですね。

しかし、食の確保、栄養の確保、健康維持が目的であるのに、このお弁当の中身が高齢者にとっては食をそそる中身に本当になっているんでしょうか。私、是枝議員と一緒に何度かこのお弁当、数回取って食べさせていただきました。質問の要旨には、おいしくないと書きましたが、おいしくないというのは味つけの問題であるということだけでなく、高齢者にとっても大変中身はフライ物が多いです。年を重ねていくたびに、やはり野菜の炊き物であったり、酢の物であったり、魚中心であったり、そういったおかずが望ましいんじゃないでしょうか。先日取ったお弁当の中身は、かしわとミートボールで、かしわも大きく切ってあるので、かじって食べると、そういった状態がございました。高齢者向けには一口サイズにカットするとか、そういう心配りをちょっと感じ取ることもできません。

そしてまた1つに献立表、この献立表をいただきましたが、この献立表、私でも書けるようなこんな雑な献立表です。カロリーも何にも書いていません。泉大津でちょっと取ったんですけども、泉大津の献立表はきっちりカロリーも載っています。エネルギー、たんぱく質、それから脂質、カルシウム、食塩、こういったことが載せられているんですね。ですから、こんな献立で中身がどないなっているのか、本当に栄養のバランスがとれているのかというのが、疑問に思うところでございます。

このことについてはきっちりと仕様書に載せてもらう。栄養士さんはどのような考え方でこういうふうな献立表を書いているのかかわかりませんが、仕様書も載せていただく、これは大事なことだと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

健康福祉部（萬野 義則部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）

栄養士の考え方でございますが、栄養士は食サービスにつきましては疾病予防の観点から毎月献立を考えて、高齢者の健康に配慮しております。今、ご指摘いただきましたカロリー計算等泉大津市さんがやっておるようでございます。今後それらを参考に検討してまいりたいと考えております。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

検討というお言葉でしたが、仕様書をきっちりつくっていただくということをお願いしているんで、それをお願いします。それは大丈夫でしょうか、仕様書。

健康福祉部（萬野 義則部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）

それらを含めて検討してまいります。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

検討でなくて、つくってください。ぜひお願いします。

5年前にアンケートをとっていただいたんです。このお弁当の味とか量とかかたさとか、そういったことのアンケートをとっていただいております。特におかずの肉のところは、半数近くの人がおいしくない、かたい、そういうふうに答えていらっしゃるんです。ですから、味つけもちょっと、私が食べた、自分はまだ高齢者のほうまで行っていませんので、そう味つけは辛いとは思いませんが、高齢者にしてはちょっと味が濃いのではないかというのと、それから先ほども言いましたように、小さく食べやすいようにカットする、これもやっぱり栄養士さんの指導だと思うんですね、調理員さんに対して。そういっ

たことも大切でございますし、この栄養のバランスも大変気になるところです。

で、再々これについては中身の改善ですね、具材もそうでありますし、調理の仕方、そういったことも言ってきましたけども、改善がされているようには思えないんです。契約にも問題があると思うんです。泉大津なんかは、3年に1回、入札を行っているということでございます。しかし、忠岡町はずっと随意契約でございます。やはりそういった改善策の1つと、それが丸々改善策とは申しませんが、やっぱり入札をする、それもしていくということは大変大事なことだと思うんです。

その点と、あとまたアンケート、これは前回から5年たっていますから、もう一度とっていただく、この2点についていかがでしょうか、お願いいたします。

健康福祉部（萬野 義則部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）

業者の入札につきましては、近隣市において大阪市内の落札業者が採算に合わないということで撤退し、以前のような形態で社会福祉法人に委託したということもございます。また、配食業者は、不在であれば保存箱で弁当を置いていくというような方法でございます。本町の配食サービスは、見守り、安否確認をする必要があることから慎重に検討をしてみたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

もう1つ、アンケート調査につきましては、平成22年、5年前に実施しているところでございます。再度アンケート調査がご要望であります。現在、配食サービス利用者の方々に対しまして、安否確認はもちろんでございますが、食材及び調理方法についても広く意見を聞いて取り組んでいるところでございます。したがって、毎日がアンケート調査と認識しておりまして、ご理解のほどお願いいたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

今、入札も難しいということもおっしゃられていましたが、アンケート調査も5年前にとったからとらないと。安否確認、そのときにいろいろと広く意見を聞いているから要らないであろうというような、そういったお考えでございます。

そしたらね、この声を聞いた報告書というんですか、おいしかった、おいしくない、本当に聞いていらっしゃるんでしょうかね。その報告書をください。いただきたいと思うんです。毎日そうやって安否確認と調理方法、また広く意見も聞いているとおっしゃるな

ら、それも報告していただきたい。

この質問の要旨を出しましたときに、担当課のほうは弁当がおいしくないという声、これは全然聞こえてこないということをおっしゃっておられたんですが、おいしくないと思っただ方は、役場に一々言うんじゃないで、皆やめていっているんですよ。それが現状なんです。ですから、10年前の登録者数、人口がふえているのにコンビニとか民間のほうに移ったと分析されていますが、ほとんどの方がおいしくないから、本当はこれ安く、ほかのコンビニで買うよりか安く食べられるんですから、栄養もバランスがきちりとれているお弁当ですから、ちょっと今は問題だと思うんですけど、栄養バランスがきちりとれているお弁当であれば、住民の方はこれを取るのが大変安上がりになると思うんですね。ですから、きちりその声を、声が聞こえていないんじゃないで、上げてないんです。その点については。

議長（前田 弘議長）

河野議員、もう時間を過ぎておりますので。

6番（河野 隆子議員）

すみません。その点については、ちゃんとそこら辺は分析きちりしてください。それは要望しておきたいと思います。最後に答弁だけお願いします。

議長（前田 弘議長）

部長の答弁をもって終了いたします。萬野部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）

ただいまご指摘いただきました。先ほど私が申しましたアンケート調査、必要であれば検討してまいるんですけども、聞きますと、配食時に安否確認のときにいろんな話をしまして、きのうの食材がどうであったとか、またおいしかったとか、まずかったとか、いろんな会話がございまして、その都度々々お聞きしております。そういうようなことを聞いておりますので、先ほど申しました。

しかし、今ご指摘いただきました我々に声が届かないということも認識しておりますので、今後そういった面も踏まえて再度検討してまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（前田 弘議長）

以上で、河野隆子議員の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終わります。

議事の都合により暫時休憩をいたします。14時10分から再開いたします。

（「午後2時00分」休憩）

議長（前田 弘議長）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(「午後 2 時 1 0 分」再開)
(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長 (前田 弘議長)

日程第 4 忠議第 1 号「忠岡町議会会議規則の一部改正について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (前田 弘議長)

本件について、提出者の高迫議員より提案理由の説明を求めます。

副議長 (高迫千代司副議長)

議長。

議長 (前田 弘議長)

高迫副議長。

副議長 (高迫千代司副議長)

忠議第 1 号 忠岡町議会会議規則の一部改正について、ご説明申し上げます。

昨今の社会情勢を勘案し、標準町村議会会議規則の一部改正があり、本町においても忠岡町議会会議規則第 2 条 2 項のところに「議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる」という新しい規定の追加をするものであります。

どうかよろしく願いをいたします。

議長 (前田 弘議長)

提案理由は、以上のとおりです。

本件につきましては、質疑、討論及び委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (前田 弘議長)

異議ないものと認め、これより忠議第 1 号「忠岡町議会会議規則の一部改正について」採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (前田 弘議長)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長 (前田 弘議長)

日程第5 報告第4号「専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること及び和解について）」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

報告第4号 専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、本年5月26日、忠岡中3丁目997番地の1、町民いこいの広場において発生した事故について、相手方と損害賠償額1万3,227円をもって和解し、地方自治法第180条第1項の規定により、同年7月21日付けをもって専決処分したので、同条第2項の規定により、ご報告する次第でございます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、報告第4号を終わります。

議長（前田 弘議長）

日程第6 議案第41号「忠岡町教育委員会委員の任命について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第41号 忠岡町教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

本町教育委員会委員、中村吉治氏は、本年9月30日をもって任期満了になりますので、引き続き、同氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第41号 忠岡町教育委員会委員の任命について、採決いたします。

原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに、決定しました。

議長（前田 弘議長）

日程第7 議案第42号「忠岡町教育委員会委員の任命について」を、議題といたしま

す。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第42号 忠岡町教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

本町教育委員会委員、井手和代氏は、本年9月30日をもって任期満了になりますので、引き続き、同氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第42号 忠岡町教育委員会委員の任命について、採決いたします。
原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (前田 弘議長)

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに、決定しました。

議長 (前田 弘議長)

日程第8 議案第43号「忠岡町特定個人情報保護条例の制定について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (前田 弘議長)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

議長。

議長 (前田 弘議長)

町長。

町長 (和田 吉衛町長)

議案第43号 忠岡町特定個人情報保護条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行により、同法第31条の規定に基づき、町が保有する特定個人情報について、利用及び提供の制限並びに開示請求等について必要な措置を講ずるため、新たに条例を制定するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長 (前田 弘議長)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

5番 (是枝 綾子議員)

議長。

議長 (前田 弘議長)

是枝議員。

5番 (是枝 綾子議員)

特定個人情報保護条例というものは、番号法ですね、共通番号制を実施するに当たって、それまでにつくっておかなければいけないから、今議会で絶対通しておかなければいけないということが出てきているということで、本来でしたら他市は、現在ある個人情報

保護条例を一部改正しておりますが、本町は一部改正ではなく丸々、このために特定個人情報保護条例案というものを提出されています。

現在の個人情報保護条例とこの特定個人情報保護条例の違いというところでなんですが、特定個人情報は共通番号ですので、1つ漏れるとどっと全部漏れていくと、ひもづけで。そして大変になるので、取り扱いがより厳密にならなければいけないというものであります。ところが、比較をいたしますと、特定個人情報保護条例案のほうが緩いという中身になっているという点をちょっとお聞きしたいと思います。

まず、条例案の順番で申し上げたほうがわかりよいかもしれませんので、新しく提案されている特定個人情報保護条例の第7条「安全確保の措置」というところではありますが、これが現在の個人情報保護条例では、ここですね、第9条の「適正管理」というところかなり厳密に、委託をする場合、現在忠岡町が保有するというものよりも、それを委託する場合ということで、情報を委託するんですから、情報管理を大変厳密にしないといけないということで、現在の個人情報保護条例では1項、2項、3項ということで、委託に伴う措置ですね。10条のところですね。すみません。委託に伴う措置というところできっちり漏えい防止とかいろいろ契約をすとか、きちっと書かれてるんですが、新しいものについては安全確保の措置ということで、第7条「前項の規定は、特定個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する」と、この一言だけで済まされているということでありまして、ひょっとして再委託、委託の再委託は認められてないんですけど、今回これで再委託でも認めるのかなというところがちょっと疑わしく思いますので、こういった委託の取り扱いについてが緩やかになっているという点が1つ。なぜこういうふうに緩やかな感じにしているのは、再委託でもするつもりなのかという点が1つ。

そしてもう1点は、特定個人情報のほうでは9条と10条ですね。利用の制限ですね、情報の。それとあと利用の提供の制限ということでなんですが、個人情報保護条例よりも新たに番号法第9条の第4項に基づく場合とか、番号法第9条、19条の各号にいずれ該当する場合は提供できるというですね、逆に提供できるという、緩やかになっているということでもありますので、厳密に本来はしなければいけないのに、できる条例と、制限が緩やかになっているという点がありますが、その点に対して緩やかになっているというふうに思いますが、その点どうなのかという点ですね。

それとあと、情報の開示に関してですけれども、情報の開示は、新しい条例では「任意の代理人」にも請求を認めているということでもあります。現在の個人情報保護条例では法定代理人、本人かその法定代理人じゃないとだめだとなっているものが、今度任意の代理人の請求を認めているということで、かなり請求を広げている、任意の代理人と、法定ではないという、その緩やかになっているという点について、これはなぜ厳密に取り扱い、厳密に運営しなければいけないのに、緩やかにこの3点になっているのかという点です

ね。

それともう1点、その番号制度を実施するまでにリスク管理ということで、特定個人情報保護評価というものを忠岡町はしなければいけません。で、されました。しかし、法律、番号法では3つの評価を求めています。まず、基礎項目評価書、忠岡町はこれをつくっております。基礎項目評価書と、そして重点項目評価書、そして全項目評価書という3つの評価書があるんですが、忠岡町は「しきい値判断」というところを行い、基礎評価、基礎項目評価しかやっておりません。基礎項目評価というのは大変緩やかな項目でありまして、中身は、現在の事業の概要とネットワークシステムを実施するののかということ、実施するということを書いたりとか根拠法とか、あと1年以内に重大なそういう問題が起こらなかったかどうかという、そういったことや人数ですね。何人以上か、500人以上かとか、そういう「しきい値判断」の項目から、基礎項目評価だけでよろしいということで、それしかしておりません。しかし、やはり人数が少ない。人口が少ない。1年以内に問題が起きていなくてもきちんと事前の3つの評価はやっぱりすべきでないかと。

国のほうはその事前の保護評価ですね。個人情報、特定個人情報保護評価書、評価をしますから安全ですよと、リスクを最小に、起こってからも、起こらないようにちゃんとリスクを評価しておきますと。リスクの評価でありながら、リスクの評価を十分していないということになっておりますが、やはりこれは、国は規則項目評価でちょっとだけしておけばいい、それでもいいよと言っているかもしれませんが、忠岡町としては独自に3つの、全部やってもいいわけでありまして。これはどこか外部に委託するのかといえ、忠岡町の職員が、担当の職員がするだけでありまして、これはやっぱり全項目評価まですべきではないかと思いますが、その点についていかがでしょうか。

以上、4点お聞きしました。よろしくお願ひいたします。

議長（前田 弘議長）

是枝議員、誰に答弁してもらいますか。

5番（是枝 綾子議員）

全部、同じ方ですね。

町長公室（柏原 憲一次長）

議長。

議長（前田 弘議長）

柏原次長。

町長公室（柏原 憲一次長）

委託の分につきましては法で認められているところでございまして、再委託または再々委託ですね、そういうような場合については最初の委託元の許諾が必要というところでございます。

5番（是枝 綾子議員）

全部まとめて答弁願います。

町長公室（柏原 憲一次長）

議長。

議長（前田 弘議長）

柏原次長。

町長公室（柏原 憲一次長）

情報の情報保護評価の分でございますが、情報の保護評価につきましては、特定個人ファイルを保有するに当たりまして、番号法に基づき特定個人ファイルの特性に応じた適切な保護措置を講じているかを確認するものでございます。そういうようなところから、先ほど議員も申されたとおり、まず最初に「しきい値判断」を行いまして、これによりまして対象人数、取り扱い者数、特定個人情報に関する重大事項の有無等、そういうようなものに基づきまして適正に基礎項目評価について評価したというところでございます。いわゆるセキュリティとかそういったものを判断するような評価ではないというところでございます。

2の代理人の開示の件でございますが、開示につきましては、個人さんであればマイポータルの中でインターネット等々で確認することができますけども、ただしそういった接続が困難で、またかつ書面等に基づいても請求が困難な場合に、そういった場合に開示請求等の行使ができるように、任意の代理について認めているところでございます。

もう1点、9条の第4項の規定に基づく、要は緩やかになっているというところでございますが、9条の第4項につきましても、大規模の災害に限った例外的な部分の規定であるというところがございますので、緩やかにはないというところがございます。

5番（是枝 綾子議員）

19条もですか、法の。19条はたくさんありますね。該当する各号。19条は大規模災害ではありませんね。

議長（前田 弘議長）

柏原次長に一遍聞いてください。

町長公室（柏原 憲一次長）

19条の件のご質問、もう一度お願いしたいと思います。たくさん項目がありまして、申しわけございません。

5番（是枝 綾子議員）

これは質問ではないですよ。確認のために。

議長（前田 弘議長）

再度、質問してあげてください、それを。

5番（是枝 綾子議員）

19条というのは、特定個人情報提供の制限ということで、19条の各号というのは1

4項まであります。いろんな事務ですね。事務の範囲がこれだけ多岐にわたっているところには使えるということですね。番号法をね。

町長公室（柏原 憲一次長）

議長。

議長（前田 弘議長）

柏原次長。

町長公室（柏原 憲一次長）

そうでございます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

是枝議員、これでよろしいですか。

5番（是枝 綾子議員）

1回目お聞きしましたが、1つ目の委託の問題ですね。委託はあっても再委託というのは、現在の個人情報の保護条例では再委託は認められていないはずであります。この特定個人情報保護条例案のほうでは、再委託ですね、委託だけでなく、そこからまた下請の孫請までいけるということの意味しているのかということをお聞きしたわけなんですけれども、緩やかになっているということですので。

という点と、あともう一つは、保護評価についてはやはり敷居というのは、敷居が高い低いというその敷居なんですね。敷居がたいへん低いので、超えているんだったらもうちょっとセキュリティの判断をしていないとおっしゃっておられますね。セキュリティの判断をするための保護評価じゃないんですかね。セキュリティの判断をしてこそ住民が「なるほど、大丈夫やな」と安心するわけで、安心してもらうために、だから公表も義務づけられてるんです。公表したものをネットで取りましたけれども、めちゃめちゃ簡単ですよ、これ。これだったら基礎項目評価といっても、これだけ見ても、いや本当にこのセキュリティで大丈夫なんか、詳しいことがわからないんです。ほんまに基本的なことだけなので。ということで、やはりもう少しセキュリティの判断、評価というものをきちっとしてもらわないと、誰のための保護評価書なのかと。住民のための、安心して「これだったらいい」「だめ」という、そういう安心してもらえるためのものなので、それは国の特定個人情報保護委員会でもそこは書いてあるんです。そういうふうに安心していただくためのものやからと。安心できないようなものを評価して「安心してください」と言われても安心できないということですので、別に全部やっていいですよ。しきい値判断でそこまでいけへんから、基礎項目評価書だけでいいということであるんだけれども、やはり住民の納得を得られるためには全項目評価まですべきであるというふうに私は思います。誰のための評価なのかと。国のためだけの評価ではないと思いますので、そういったこともす

べきでないかという点が1つと。

3点目の任意代理人。困難な方は家庭裁判所に行って法定代理人を立てて開示すればいいわけ、今までどおりにですね。より厳密な特定個人情報のほうが、同じぐらい厳密ということやけれど、緩やかになっているからおかしいではないかということで、これはやはり忠岡町独自でできるというものであるわけですね。これは開示に関しては、保護に関しては自治事務ですね。法律上はそうかもしれないけど、これはやっぱり忠岡町独自でも判断をして、任意の代理人の請求ということ、そのあたりはやはりもう少し厳しくするというふうなことも判断としては。でないと、これも成り済まして任意の委任情報を持ってくるという場合もございますし、親子間、兄弟、身内、同居人であっても利害関係が非常に複雑な方もいらっしゃるということなので、やはり任意の代理人という緩やかなものに変わってはいけないのではないかというところがありますので、もう一度、再度検討し直してもらいたいと。

そして、利用の制限とか提供の制限のところ、番号法そのものが緩やかになっておりますので、勝手に使えるという、そういう法律ですので、使うために緩やかにしたというふうな中身になっていると。今現在は使えないから、だからこの新しい条例が必要なわけですね。利用の制限。今現在の個人情報保護条例をそのまま読みかえたら使えないので、ここをこう変えたというところが一番大きな部分だと思います。その辺が緩やかになっていると私は思いますが、緩やかになっているんじゃないでしょうか。

以上4点、またお願いいたします。

町長公室（柏原 憲一次長）

議長。

議長（前田 弘議長）

柏原次長。

町長公室（柏原 憲一次長）

特定個人情報保護評価につきましては、先ほども答弁させていただきましたけども、要は法律で認めている範囲内で適正にやっているというところでございます。特定個人情報保護評価につきましては、先ほども言いましたが、特定個人情報ファイルを保有するに当たりまして、具体的にどのような事務で特定個人ファイルを取り扱うのか、また特定個人ファイルの特性に応じた適切な保護措置を講じているかどうかというのを事前に確認して公表するものでありまして、私が先ほど言いましたセキュリティというのは、その後のいわゆるシステム関係、そういうようなところから、そういったものについても評価するものではないというところがございますので、先ほど議員のほうからもありましたとおり、法律の中で認められているとおり、しきい値の判断に基づきまして対象人数、取り扱い者等々の中から適正に、基礎項目評価につきまして評価して、現在公表しているところがございますので、この点についてはご理解いただきたいというところがございます。

再委託のところにつきましては、法律の第10条のところにも規定されていると、そこから来ておりますので、それを言われればそこは個別の取り決めで決められるところでございますので、ちょっとご理解いただきたいというところでございます。

任意代理の請求等を認めることですが、先ほどもパソコン上に手続きがされない方々があるということも申し上げましたが、それ以外にもマイナンバーが利用される範囲というのを、ご承知のとおり社会保障あるいは税の分野の手続きが主なものというところでございます。そういった手続きに当たりましては、専門家であります税理士や社会保険労務士などの手続きに委任することが多くなることというのが想定されるというところでございます。このようなことから任意代理人による請求等を認めていくことによりまして国民の利便性の向上を図るというところもございますので、この点についてもご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

全てこの4つは、忠岡町が悪いということではないんですが、やはり番号法そのものがこれだけ緩やかになっているということであるということの反映だと思います。そのとおりのものを忠岡町がつくっているということでもありますので。ですが、やはり個人情報が保護される方向ではなく保護されない方向に、やっぱり緩やかになるということは保護されない方向に動いているというふうにも思います。

任意の代理人の件については、これ先ほど言ったマイポータルと同じ画面みたいなような情報が出るんですかね。そしたら全てが出るということになりますね。全てのこと、どこに開示したというだけの話なのか、マイポータルといたら本当に自分の情報が全部わかるという、確認できるということになっているので、そういったことまで全部任意の代理人に示しはるのかなと、示されるのかなというところが非常に不安であります。税理士やら何でしたか、そういう資格を持った方であったとしても、依頼をする方が本人であればいいんですけれども、本人ではなく本人の家族が、利害関係なんかで頼まれる場合もあるかと思ひますし、ですから資格を持った人やから安心ということでは私はないと思ひます。

そういった開示する特定個人情報の開示の内容が、任意の代理人に、マイポータル並みに全ての情報ですね、例えば忠岡町の福祉課、いきがい支援課が使いましたとかいう、そういう簡単なものぐらひの開示であればいいんですが、いいというか、それでも問題ですけども、そういった、どういった情報までを開示するのかというところがこの条例では非常に明らかではありません。今現在提案されている忠岡町の担当部局も、任意の代理人に

この特定個人情報の開示はどこまで開示、任意の代理人にされるのかというのは、もう一度ちょっと確認したいと思います。大事なことです。

町長公室（柏原 憲一次長）

議長。

議長（前田 弘議長）

柏原次長。

町長公室（柏原 憲一次長）

任意代理人の請求に対する、その開示の範囲でございますが、依頼をされた方がどのあたりまで依頼したかと、あくまでも依頼をされた内容についてのみということをおのころ想定しております。全ての情報というものではないと。もちろん全てのものを開示というのであれば全てを開示しますけども、あくまでも依頼された方が、どこまでを依頼しているかというものの範囲内で開示していくというところでございます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

具体的にケースということがね、ケースバイケースでいろいろあるかと思うんですが、これもやはり委任状というのは、これも成り済ましというんですかね、偽造とかその辺の本人が書いたというところの確認というのがなかなか難しい。筆跡鑑定までするとか、そういったところまでされるのかなと。本人に確認するという方法をとられるのかということも問題ですので、やはりこの辺は厳密に行っていただかないといけないと思うのと、あと再委託、個人情報の委託じゃなく再委託もあるということなんですね、今回は。個人情報保護条例ではないけれども、今回の特定個人情報保護条例に限っては再委託もありますということですね。下請、孫請、そういったところまで認められるということになっているわけですね。それが最後の確認です。

町長公室（柏原 憲一次長）

議長。

議長（前田 弘議長）

柏原次長。

町長公室（柏原 憲一次長）

あくまでも再委託につきましては、法の第10条で認められている範囲について可能であるということでございます。

5番（是枝 綾子議員）

わかりにくいですね。議長。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

番号法そのものがそういう中身であるということが、それに基づいての条例ということであるということがわかりました。大変問題だなというふうに、個人情報の保護が後退する中身だなというふうにちょっと感じました。

以上です。

議長（前田 弘議長）

もういいですか。

他に、ご質疑ありませんか。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

個人情報というのは何よりも大事なものだというふうに思っております。そのため、これまでには個人情報は保護をする、こういう点でいろんな法律や条例がつけられてまいりました。私たちはそのもとで、役所には役所に対する個人情報、金融機関であればその相手を信頼して個人情報を預ける。医療機関にも同じようにして、そうした個人情報を託しているところです。これはおのおのの信頼関係でちゃんとした個人情報が守られる、これが一番の前提となっております。

しかし、今度の共通番号制度によりますと、この情報が始まる前から成り済ましの心配、ハッカーが入ってきて自分たちの情報が盗まれ不利益になる、こうしたことがごく当たり前のようにマスコミでも報道されています。国が幾ら「違う」と言っても、それは信用してもらえない、それほど大きな問題をはらんでいるというふうに思っております。私はこうした悪意の個人がいろんな問題を起こしているというのは、既にこの制度を取り入れているところではいろんなトラブルが起こっているということは聞いております。それと同じようなことにさせてはならないというふうには思っておりますが、何よりも最も大事なことは、こうした情報が民間ではなく国家権力そのものによって濫用される、これが一番心配なことだというふうに思っております。

国のほうがこの制度に固執する最大の動機は、国民の所得・資産を国家が委細漏らさず把握する仕組みをつくるということです。

現在は申告納税制度というのが原則ですが、よく調べて、これだけの資産があるんだから税金を納めなさいと、賦課課税ができるようにしたいということなのです。しかし、肝心の大企業、大金持ちの海外資産については全く手がつけられない制度であるということ

も明らかになっています。また、年収は低いけれど資産はあるのだからという理由をつけて、社会保障の給付の制限、これにも使いたいというのがあからさまな狙いであります。つまり、個人情報はその個人の方の利益にならない形で使われる、ここに一番の大きな問題があります。

公安警察への情報提供も第19条で原則禁止されていますけれど、その12号には例外が列挙されています。「その他法令で定める公益上の必要があるとき」というふうな曖昧な内容が含まれて、施行令の第26条で破防法による公安機関に共通番号を含む個人情報をちゃんと提供することができるという道も開かれております。これらの個人情報が公安警察によってデータベース化され、国民監視、これに意図的に利用されるという懸念を多くの人が持っています。

そこで最初にお聞きしたいのは、この1番ではこうした提供は単なるお尋ねでなく、裁判所を経た捜査資料があるときだけに限定されるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

2つ目は、これらの提供された情報が、マイポータルを使って自分の情報が提供・閲覧されたことを知ることができるのかどうか、まずこの2点についてお伺いをしたいと思います。

町長公室（柏原 憲一次長）

議長。

議長（前田 弘議長）

柏原次長。

町長公室（柏原 憲一次長）

まず1点目でございますが、情報提供される公益上の必要がある場合というのは、いずれの場合も法令に基づいた場合のみというふうにとらまえております。

それから2点目の、マイポータルでわかるのかというところでございますが、情報システムを通してやりとりがされたものについてはマイポータルの中で確認できるものと、今のところはそういうふうに理解しているところでございます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

先ほどお答えいただきました。このちゃんとした裁判所を通した令状がある場合のみするというのは、これは結構なお答えだというふうに思っておりますが、2番目の、つまりシステムを通したときだけ見ることができる、これも非常に重要なお答えで、私たちはこの問題は全員協議会でも指摘をさせていただきました。公安警察などは、情報提供という

のはこの共通番号制のネットワークを介さずに、中間サーバーなどに直接入ってその情報を得ることができる。つまり、できるわけですから、自分の情報が見られたか提供されたか、そうしたことがわかりますよという政府が大々的に宣伝をしている、そのマイポータルで知ることができない、こういうことが明らかになりました。つまり、この番号制度を悪用し監視をするという第三者委員会、特定個人情報保護委員会のチェックというのがそんな場合に行われるというふうにも聞いておりますが、この対象には入るのでしょうか、どうでしょう。

町長公室（柏原 憲一次長）

議長。

議長（前田 弘議長）

柏原次長。

町長公室（柏原 憲一次長）

今、議員仰せの情報システムあるいは中間サーバーを通らずして、直接的にそういった情報が提供できる、あるいは見れるというところのご指摘でございますが、今我々、国からいただいている通知の中におきましては、そういった場合があるというふうなことは通知上は我々、国のほうから連絡いただいておりますので、そういうふうなことはないというふうな形でしか、今のところは答弁できません。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

聞いていないから、ないではないんですね。聞いていないから、わからないというのが正しいお答えだと思うんです。今言っているように、忠岡町に情報照会があれば、あったかなかったは忠岡町が知ることができる。しかし、直接やられたら忠岡町ではうかがい知ることができません。そうですね。

先ほど申し上げました、そうした濫用を防ぐための第三者委員会として特定個人情報保護委員会というのがありまして、そこでチェックするんですよといううたい文句にしていますが、そのうたい文句のところすら外されて、直接情報に入っていくことができる。これは公安警察ではありません。自衛隊の情報保全隊、昔でいう憲兵隊ですね。こうしたところも知らない間にアクセスをして情報を集めることができる、こういう仕組みになっているわけですから、いわゆるこうした公的機関による個人情報の収集、国民監視が行われるということになってしまいます。

国会で参考人として出席をされた日本弁護士連合会も「公的部門こそ、政府から独立した第三者機関が、個人情報の取り扱いで違法・不当なことをしていないか監視する必要が

ある」というふうに述べています。述べているということは、そうしないことにはただ漏れになってわからない、こういうことがあるから警告を発しているんです。だから今次長さんが言われたように「国から説明がありませんから、ないんでしょう」ではなくて、「わかりません」というのが正しいお答えなんですね。国会ですらともに論議せず、それでは危ないと、そんな状態になっている問題だということをぜひおわかりをいただきたいというふうに思っております。

私たちはこの共通番号制度、これは安倍政権が進めている秘密保護法、盗聴法、戦争法案などと相まって、まさに監視国家、秘密国家化するこの動きを警戒をしていかなければならないというふうに強く思っています。

個人の情報というのは、自己情報のコントロール権というのは、これは憲法にも保障されたものです。しかし、その個人の利益に反するようなことが公然と国家権力によってやられるということについては、断じて許してはならないというふうに思っておりますので、ぜひ忠岡町、どこまでできるかわかりませんが、そうした認識で十分対処、お考えもいただきたいというふうに思っております。私たちはそういう立場に立てば、これはこのまま進めるべきではないというふうに思っております。

以上です。

議長（前田 弘議長）

他に、ご質疑ありませんか。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

2点あるんですが、1点は確認と、もう1点は前の全協のときの答えがまだ明確に返ってきてないので、その1点の、2点させていただきます。

1つ目は、この忠岡町特定個人情報保護条例は、基本的にマイナンバー法の法令の内容を受けた、一言で言えば提供制限、任意代理も込めた包括的な条例であって、所々細かいところ、今後どのように実際、先ほどでいえば任意代理人の扱いはどうするとか、そういう細かいところはこの12月に向けて詳細を詰めてされていきはるのでしょうかということが、まず1点目です。

2点目です。この前も質問させていただいたことなんですが、成年被後見人の法定代理人と、第11条、開示請求権の部分なんですが、その2項「未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人」という中の扱いで、国の裁判所が代理権を与えた保佐人、補助人に関して、代理権についてここの文章の差しかえはないのでしょうか。

2点お答えください。お願いします。

町長公室（柏原 憲一次長）

議長。

議長（前田 弘議長）

柏原次長。

町長公室（柏原 憲一次長）

まず1点目でございますが、議員おっしゃるとおりあくまでも国の法律、マイナンバー法に基づきまして、今回の条例提案をさせてもらっているところでございますし、またあわせて、国の法律に基づきまして、12月に再度、さらに同一地方公共団体内での情報連携ですとか、あるいは独自の条例に基づくマイナンバーの使用というものについて、次の12月議会でもた上げていくところでございます。

もう1点でございますが、全協でいただいている質問でございますが、申しわけないですけど、現在、大阪府等に問い合わせさせていただいておりますので、確認中ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

じゃあ今後、それは範疇だとしたときに、また条例は再提案というか、理事者側のほうからそれをつけた文言変更の再提案はいただけるんでしょうか。それが含まれているという場合です。代理権付与の保佐、補助人が含まれているという場合。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

その件につきまして現在、今上程させていただいている中では含まれないということになりますけれども、それが含まれるということであれば文言の修正等、必要になってくるのかなというふうに考えております。

議長（前田 弘議長）

よろしいですか。

7番（三宅 良矢議員）

はい。

議長（前田 弘議長）

他に、ご質疑ありませんか。

10番（松井 秀次議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

松井議員。

10番（松井 秀次議員）

この条例で個人情報本当に守られますか。いろいろと質問されておりますが、どうですか。

町長公室（柏原 憲一次長）

議長。

議長（前田 弘議長）

柏原次長。

町長公室（柏原 憲一次長）

もちろん当然守られると、あるいは守っていくように職員にも周知徹底を図っていきたいというところがございます。

議長（前田 弘議長）

よろしいですか。

10番（松井 秀次議員）

はい。

議長（前田 弘議長）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（前田 弘議長）

討論ありますので、これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

議案第43号、忠岡町特定個人情報保護条例の制定について、反対の立場から討論をいたします。

共通番号法は、赤ちゃんからお年寄りまで全国民に、原則生涯変えられない12桁の番号をつけ、また企業や官公署にも13桁の法人番号を割り当てるものであります。

共通番号制度とは、国民の基本的な人権であるプライバシー権を根底から覆し、国民を徹底して管理するなど、百害あって一利なしと言っていいほどのもので、到底賛成はできません。

まず1つに、国により個人情報が一元管理され、監視、監督されることです。個人情報が将来にわたって際限なく収集される方向にあるとなれば、その分国民のプライバシーを侵害することになると言わなければなりません。

国家が収集する個人情報は、氏名、住所、年齢、顔写真、家族構成といった基本的なものに加えて、給料や保有する不動産、その評価額、かかった医療機関や医療費の金額、医薬品による副作用の救済、年金の保険料や年金額、介護保険の保険料やサービスの利用、生活保護に関する記録、心神喪失の状態での重大な他害行為を行った人の診断や治療、受けた予防接種の時期や種類、児童手当の支給、日本学生支援機構からの奨学金など、その本人に関するほとんど全てとも言える情報が記録され、12桁の番号だけで本人に関するほぼ全ての情報がわかることとなります。

また、情報の活用・蓄積は、来年2016年は国家公務員の身分証と、2017年はクレジットカード、キャッシュカード、診察券のワンカード化、運転免許や教員免許、学歴証明との一体化など、拡大する一方です。現在は強制ではありませんが、カードを持たなければ生活が成り立たなくなり、実質強制化をたどるといっても考えられます。これは国家による国民へのストーカー行為と言ってもおかしくありません。本人よりも国家がその人の情報を多く持っている社会は、極めて異様だと言わなければなりません。

また、成り済ましてカードを取得したりや詐欺、そしてその防止はできるのか、また先ほどの是枝議員からの質問で、DV等の加害者に通知カードが届く、そういった危険性も心配されております。

また、莫大な経費とIT事件の存在もこの中には存在しております。制度導入には約

3, 000億円が必要と言われ、ランニングコストは年間300億円から400億円と、多額の税金が投入されようとしております。しかも、サイバー攻撃などから完全に防御しようと思えば、その費用は数兆円に上ると言われております。

また国は、地方自治体がこの共通番号制をするに当たって補助金を十分出さず、多額の持ち出しを押しつけています。これは午前中の質問でも明らかになりました。住基ネットと同様であり、納得できるものではありません。さらに、自治体の財政面でなく本町職員を含め自治体職員に導入や運用など、過大な負担を強いていることも指摘しておきたいと思えます。

先日の読売新聞に「マイナンバー1兆円商戦」として「情報関連会社の期待が広がる」とありました。これまた政官財のIT利権が背景にあるのは明らかです。しかも、住基ネットで地方公共団体の情報処理を行っていた財団法人地方自治情報センターが共通番号制度の導入をきっかけに、機構やJ-LISと呼ばれる地方公共団体情報システム機構に変わります。これは旧自治省出身者の天下り機関です。このように国民共通番号法は、IT利権が国民を食い物にする、そういった制度でもあります。

また、セキュリティの脆弱さについても心配されているところであります。日本年金機構がサイバー攻撃を受け125万件の個人情報流出した事件は、セキュリティの脆弱さ、ずさんな管理の実態を浮き彫りにいたしました。番号は行政機関だけでなく民間企業なども扱うため、情報漏えいの危険性はより高くなります。ベネッセは4,800万人分の個人情報が名簿業者に売却され、被害を受けたのは推計で4,000万人分に上ることも明らかになっております。

内閣府が先月の29日に発表いたしましたインターネットの安全・安心に関する世論調査によれば、「日本の企業や政府機関などがサイバー攻撃を受けることの不安がある」との回答は85.7%に上っておりますが、このような官民を問わない情報流出が日常茶飯事であります。

また共通番号が、世界では問題が多過ぎて採用されていないということも問題です。共通番号制度と同様に制度を実施しているのは、韓国やスウェーデンなどほんの一部でしかありません。その韓国では広く民間分野で同じ個人番号が使われ、携帯電話も番号確認で販売されたために、個人番号にひもついた個人情報が大量に流出する事態となりました。

日本と同じ番号制度ではありませんが、民間で広く個人番号、社会保障番号が使用されていたアメリカでは、7%の世帯で成り済ましなどの被害に遭い、国防総省では独自番号に切りかえ、高齢者医療制度でも個人番号使用をとめる大議論が起こっております。

G8諸国で共通番号制同様の官民共通番号制度の国はなく、ドイツやイタリアは納税分野に限定した番号制度を導入していることも明らかのように、いわゆる先進国の番号制度ではない選択を日本はしようとしているんです。

以上の共通番号制度の危険性、違法性と、そしてこの特定個人情報保護条例の制定でご

ざいですが、この中身が大変後退するものであるということも、我が党の議員の質疑応答の中でもはっきりいたしました。一つをとっては開示請求権等についても、任意代理人がこの文書の中にも入っていると、よく中身もわかりません。そういう理由でこの議案には賛同することはできないということで反対討論とさせていただきます。

議長（前田 弘議長）

次に、原案に賛成の討論を求めます。

（な し）

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより議案第43号 忠岡町特定個人情報保護条例の制定についてを採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ありますので、起立により採決いたします。

議案第43号 忠岡町特定個人情報保護条例の制定について、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（前田 弘議長）

起立多数であります。よって、本案は可決されました。

議長（前田 弘議長）

日程第9 議案第44号「忠岡町職員の再任用に関する条例等の一部改正について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第44号 忠岡町職員の再任用に関する条例等の一部改正について、ご説明申し上げ

げます。

本件は、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に一元化されることに伴い、忠岡町職員の再任用に関する条例ほか2条例について、所要の改正を行うものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第44号 忠岡町職員の再任用に関する条例等の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（前田 弘議長）

日程第10 議案第45号「町税条例の一部改正について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第45号 町税条例の改正について、ご説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部改正により、個人町民税につきましては、住宅借入金等特別税額控除の適用期間延長、固定資産税につきましては、地域決定型地方税制特例措置として、サービスつき高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置、軽自動車税につきましては、グリーン化特例の導入、町たばこ税につきましては、紙巻たばこ3級品に係る特例税率の廃止、その他、徴収猶予制度の条例化、各税目等の減免申請期限の見直しを行うものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第45号 町税条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（前田 弘議長）

日程第11 議案第46号「手数料条例の一部改正について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第46号 手数料条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行により、個人番号の通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料について規定するとともに、住民基本台帳法の一部が改正されたことにより、住民基本台帳カードの交付に係る手数料の規定を削るため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (前田 弘議長)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長 (前田 弘議長)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

6 番 (河野 隆子議員)

議長。

議長 (前田 弘議長)

河野議員。

6 番 (河野 隆子議員)

さきの議案第 4 3 号、忠岡町特定個人情報保護条例の制定と関連する議案でございますので、この議案第 4 6 号、手数料条例の一部改正については同様の態度をとらせていただきます。

以上です。

議長 (前田 弘議長)

他に、討論はありませんか。

(な し)

議長 (前田 弘議長)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長 (前田 弘議長)

これより、議案第 4 6 号 手数料条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

議長 (前田 弘議長)

異議ありますので、起立により採決いたします。

議案第 4 6 号 手数料条例の一部改正について、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長 (前田 弘議長)

起立多数であります。よって、本案は可決されました。

議長 (前田 弘議長)

日程第 1 2 議案第 4 7 号「忠岡町国民健康保険料条例及び忠岡町介護保険条例の一部改正について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第47号 忠岡町国民健康保険料条例及び忠岡町介護保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、地方税法の一部改正により、被保険者の利便性を図るべく、保険料の減免申請期間について、納期限前7日までを納期限までに延長するため、所要の改正を行い、平成27年4月1日から適用するものでございます。

どうぞよろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第47号 忠岡町国民健康保険料条例及び忠岡町介護保険条例の一部改

正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (前田 弘議長)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長 (前田 弘議長)

日程第13 議案第48号「平成27年度忠岡町一般会計補正予算(第3号)について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (前田 弘議長)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

議長。

議長 (前田 弘議長)

町長。

町長 (和田 吉衛町長)

議案第48号 平成27年度忠岡町一般会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、1,549万6,000円で、これを補正することにより、予算総額は67億6,089万円となります。

歳入につきましては、第13款 国庫支出金で、低所得者保険料軽減負担金194万6,000円を計上、第14款 府支出金で、低所得者保険料軽減負担金97万3,000円を計上、第18款 繰越金で、前年度繰越金369万6,000円を計上、第19款 諸収入で、雑収入1,786万3,000円を減額、後期高齢者医療特別会計繰出金過年度返還金438万6,000円を計上、第20款 町債で、臨時財政対策債2,235万8,000円を計上。

歳出につきましては、第2款 総務費で、財政調整基金積立金200万円を計上、個人番号カード等裏面印刷機購入費93万円を計上、第3款 民生費で、障害者社会参加促進総合事業委託料26万円を計上、前年度障害者自立支援給付費国庫負担金精算返還金764万4,000円を計上、前年度障害者医療費国庫負担金精算返還金(更正医療)18万2,000円を計上、前年度障害児通所給付費等国庫負担金精算返還金64万4,000円を計上、前年度自立支援医療費(更正医療)府費負担金精算返還金42万7,000円を計上、低所得者保険料軽減繰出金291万9,000円を計上、前年度臨時福祉給付金

精算返還金49万円を計上するものであります。

次に、地方債の補正につきましては、臨時財政対策債2,235万8,000円の追加に伴い、限度額を3億1,235万8,000円に変更するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第48号 平成27年度忠岡町一般会計補正予算（第3号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（前田 弘議長）

日程第14 議案第49号「平成27年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第49号 平成27年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、156万5,000円で、これを補正することにより、予算総額は24億7,922万8,000円となります。

歳入につきましては、第1款 国民健康保険料で、一般被保険者保険料現年分135万6,000円を計上、第3款 国庫支出金で、後期高齢者支援金負担金13万3,000円を計上、普通調整交付金3万8,000円を計上、第6款 府支出金で、普通調整交付金3万8,000円を計上、歳出につきましては、第3款 後期高齢者支援金等で、医療費拠出金41万1,000円を計上、第4款 前期高齢者納付金等で、医療費拠出金6,000円を計上、第10款 諸支出金で、前年度療養給付費等負担金精算返還金114万8,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なし)

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第49号 平成27年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（前田 弘議長）

日程第15 議案第50号「平成27年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第50号 平成27年度忠岡町介護保険特別会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、869万円で、これを補正することにより、予算総額は13億6,674万3,000円となります。

歳入につきましては、第3款 国庫支出金で、介護給付費負担金194万6,000円を減額、第5款 府支出金で、介護給付費負担金97万3,000円を減額、第7款 繰入金で、低所得者保険料軽減繰入金291万9,000円を計上、第8款 繰越金で、前年度繰越金869万円を計上。

歳出につきましては、第4款、基金積立金で、介護給付費準備基金積立金432万5,000円を計上、第6款 諸支出金で、前年度国庫支出金精算返還金182万8,000円を計上、前年度府支出金精算返還金154万3,000円を計上、前年度支払基金交付

金精算返還金 99万4,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第50号 平成27年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（前田 弘議長）

日程第16 議案第51号「平成27年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第51号 平成27年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、1,143万5,000円で、これを補正することにより、予算総額は4億3,457万2,000円となります。

歳入につきましては、第4款 繰越金で、前年度繰越金1,143万5,000円を計上、歳出につきましては、第2款 後期高齢者医療広域連合納付金で、後期高齢者医療保険料等納付金691万1,000円を計上、第3款 諸支出金で、過年度分保険料払戻金13万8,000円を計上、過年度分一般会計繰入金返還金438万6,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第51号 平成27年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（前田 弘議長）

日程第17 認定第1号「平成26年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第18 認定第2号「平成26年度忠岡町水道事業会計決算認定について」、以上2件一括して上程いたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 弘議長）

これより各決算認定に関する提案理由の説明を求めます。

まず、認定第1号 平成26年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、概要説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

認定第1号 平成26年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、町議会に提出し認定を賜る次第でございます。

まず、一般会計につきましては、歳入決算額70億1,912万1,098円、歳出決算額69億4,276万72円、差し引き7,636万1,026円は、平成27年度へ繰り越しをいたしました。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計で、歳入決算額19億3,391万9,081円、歳出決算額20億7,656万7,829円、差し引き1億4,264万8,748円の歳入不足が生じたので、さきの6月議会におきまして、平成27年度より繰上充用の補正を行い、議決をいただいた次第でございます。

次に、介護保険特別会計で、歳入決算額13億996万8,325円、歳出決算額13

億61万2,129円、差し引き935万6,196円は、平成27年度へ繰り越しをいたしました。

次に、後期高齢者医療特別会計で、歳入決算額3億9,491万194円、歳出決算額3億8,347万5,560円、差し引き1,143万4,634円は、平成27年度へ繰り越しをいたしました。

次に、下水道事業特別会計で、歳入決算額10億6,282万8,578円、歳出決算額10億9,240万7,572円、差し引き2,957万8,994円の歳入不足が生じたので、平成27年度より繰上充用をいたしました。

最後に、浜霊園事業特別会計で、歳入決算額1,017万6,421円、歳出決算額1,017万6,421円、差し引き0円であります。

以上、各会計別決算額を申し上げましたが、内容につきましては、事項別明細によりご審議賜り、ご認定いただきますようよろしくお願い申し上げまして、説明にかえさせていただきます。

議長（前田 弘議長）

次に、認定第2号 平成26年度忠岡町水道事業会計決算認定について、概要説明を求めます。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

認定第2号 平成26年度忠岡町水道事業会計決算認定について、提出者の町長にかわりまして、ご説明を申し上げます。

本件は、地方公営企業法第30条第4項の規定により、町議会に提出し、認定を賜る次第でございます。

決算の内容といたしまして、まず収益的収支につきましては、収入では、水道事業収益決算額3億5,365万4,815円で、内訳につきましては、営業収益3億4,916万8,358円、営業外収益308万6,713円、特別利益139万9,744円であります。

支出につきましては、水道事業費用決算額3億5,085万4,904円で、内訳につきましては、営業費用3億262万3,854円、営業外費用1,071万1,101円、特別損失3,751万9,949円、予備費は執行ございません。

収支差し引き279万9,911円の利益となりました。

次に、資本的収支につきましては、資本的収入4,470万円で、内訳としまして企業債4,470万円でございます。

支出につきましては、7, 320万994円で、内訳につきましては、建設改良費4, 610万8, 280円、企業債償還金2, 709万2, 714円でありまして、収支差し引き2, 850万994円の不足であります。当年度損益勘定留保資金で措置しております。

以上、決算数値を申し上げましたが、内容審査の上、ご認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（前田 弘議長）

提案者の概要説明は、以上のとおりです。

お諮りいたします。

本件は、先例により、6名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査に付したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、以上2件は6名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議長より指名いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、私から指名いたします。

北村 孝議員・河野隆子議員・三宅良矢議員・藤田 茂議員・和田善臣議員、高迫千代司議員、以上の6名を指名いたします。

この指名にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、ただいま指名いたしました6名を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

議事の都合により暫時休憩いたします。

16時05分から再開いたします。

（「午後3時50分」休憩）

議長（前田 弘議長）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（「午後4時05分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（前田 弘議長）

この際ご報告します。委員会条例第7条第2項の規定により、決算審査特別委員会の正・副委員長も決定いたしましたので、ご報告いたします。

委員長に河野隆子議員、副委員長に三宅良矢議員、以上であります。

なお、本件の審査報告は、次の定例会においてご報告願います。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

既にご配布いたしております議案を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程を事務局長より、報告させます。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（前田 弘議長）

事務局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

平成27年第3回忠岡町議会定例会追加議事日程について、ご報告申し上げます。

日程第19 意見書第6号 「共通番号制（マイナンバー）」法の中止を求める意見書の提出について

日程第20 意見書第7号 川内原発をはじめとする原発再稼働に反対し廃炉とし、原発ゼロ政策への転換を求める意見書の提出について

日程第21 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上でございます。

議長（前田 弘議長）

日程第19 意見書第6号「共通番号制（マイナンバー）」法の中止を求める意見書の提出について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（前田 弘議長）

事務局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

意見書第6号 「共通番号制（マイナンバー）」法の中止を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、「共通番号制（マイナンバー）」法の中止を求める意見書を提出する。

平成27年9月10日提出

提出者 忠岡町議会議員 高迫千代司

賛成者 同 是枝 綾子

賛成者 同 河野 隆子

「共通番号制（マイナンバー）」法の中止を求める意見書（案）

すべての国民に番号をつけ、税や社会保障の情報を国が一括管理する共通番号制度（マイナンバー制度）に関して、10月から国民への通知、平成28年1月から一部運用が開始されようとしています。

そして、今国会において、銀行口座や健診結果などにも対象を広げるための法改正が審議中であり、安倍首相は「産業競争力会議」で医療分野への利用拡大、民間分野での利用の加速化などを指示するなど、さらに拡大されようとしています。

しかし、このマイナンバー制度へは、いま多くの国民から急速に不安と批判の声が広がり続けています。

第1に、「年金機構」において大量の個人情報流出が起こり、マイナンバー制度でも同様の情報流出が起こらないという保証はないことです。マイナンバー制度のようにより多くの情報が集積されれば、サイバー攻撃等のリスクも高まり、もしも流出すれば国民に甚大な被害をもたらすことは明らかです。これに対する「再発防止策」を取るには一定の時間を要することが避けられないとして、マイナンバー制度と基礎年金番号との連結については、来年1月からの予定を一定期間延期する方針が固められたところです。

第2に、マイナンバー制度では、従業員の給与から税や社会保障の天引きを行うすべての事業所で個人番号を使うことが義務づけられていることから、中小零細な事業所では、

システム変更や整備、情報管理の費用など多大な負担となることも、大きな不安材料です。

第3に、マイナンバー制度の目的は、「国民の利便性向上」ではなく、財界が「社会保障の歳出を減らすために」と求めてきたように、国が国民の所得・資産を効率的に掌握し、徴税を強化すると同時に、社会保障給付抑制へのチェック体制の強化を図るためのものであるということです。

以上のような問題点が明らかとなってきただけに、政府におかれては、マイナンバー制度に基づく10月からの番号通知、ならびに来年1月からの適用は、中止されるよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年9月10日

大阪府泉北郡忠岡町議会

議長（前田 弘議長）

提案者の趣旨説明を求めます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

是枝 綾子議員。

5番（是枝 綾子議員）

提出者にかわりまして趣旨説明をさせていただきます。

本意見書案については、午前中の一般質問、昼からの議案の審議ということで、内容についてはかなり説明といたしましょうか、議論もされてきましたので、補足ということで趣旨説明をさせていただきます。

この共通番号制の中止をなぜ求めるのかと申しますと、やはり住民から、国民からとれば、番号が漏れたらプライバシーが丸裸になって、経済的な被害が大変出てしまうというところが、一番にあるわけであります。

外国の例ということで申し上げますと、韓国の情報流出の事例はかなりたくさんあるんですが、2011年に大手ポータルサイトとソーシャルネットワーキングサービス、人気オンラインサービスのサーバーが相次いでハッキングを受け、人口をはるかに超える数の氏名、住民登録番号、電子メール、パスワード、電話番号などが流出する事件が発生しました。これらは民間から漏れたということであります。

さらに、一昨年、2013年には保安会社社員がお金のためにクレジット情報をやみ業界に売却して、1億人分を超えるクレジットカードや銀行口座に関する個人情報が流出していたことが発覚しました。検察に摘発、逮捕された容疑者のパソコンには、アカウント

名、氏名、パスワード、住民登録番号といった個人情報に1億4,000万件分が発見されたということでもあります。

こういったことや、アメリカにおきましては、420万人分の個人情報がサイバーテロでことしの4月に盗まれたことを6月4日に発表したアメリカ連邦人事局が、7月9日、さらにアメリカ政府のコンピューターシステムが何者かに不正侵入され、サイバー攻撃を5月にも受けましたが、約2,150万人の個人情報が盗まれていたことがわかり、FBIが捜査をしているということでもあります。これはコンピューターシステムに外部から不正なアクセスがあったことが発覚し、その後の調べで2,150万人の連邦政府の職員や元職員らの個人情報が盗まれていたことがわかったということでもあります。この中には社会保障番号や経歴、それに家族の情報までが含まれていたということでもあります。サイバーセキュリティは私たちが直面している極めて重大な課題の1つで、努力を続けるとして対策に万全を期す方針をホワイトハウスは強調しましたが、やはり万全の対策というものはないということでもあります。

たくさん例はありますけれども、やはり避けられない4つのリスクというものが、午前中にも申し上げましたが、100%情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能であること、意図的に情報を盗み、売る人間がいるということ、そして一度漏れた情報は流通で売買され、取り返しがつかないこと、そして情報は集積されるほど、ですからひもづけをたくさんしてこれから便利にして1枚のカードにしようなどという、利用価値が高まり攻撃されやすくなるという4つのリスクがあり、これは政府も認めているところであります。

こういった情報流出に関しての完全なる対策がとれない中で、このような共通番号制をスタートするというのは時期尚早であるというふうに思います。

そして、民間の事業者も対策がおくれている、民間から漏れるということについての何らかの解決が手立がとられていない中で、1月から見切り発車的にスタートするという事は早いということで、延期を求めるというものであります。

そして、国民の利便性向上ということだけでなく、政府にとって利便性が高まるということで、税をきっちり取ると、所得を把握し税を取ると、それも庶民から取るということで、海外の所得など金持ちの所得は全部把握できないということで、扶養家族の学生の子供がアルバイトをしている、その収入まできっちり取って扶養家族から外してしまおうとか、そういった庶民の所得を把握して課税強化するということや、また目的が税、公的保険の関係書類に番号記載を2016年からしていくということでもありますから、議会運営委員会で「社会保障は関係ない」とおっしゃった方がいらっしゃったと聞きましたけれども、これは2016年から源泉徴収票など、税務当局に出すものや健康保険の被扶養者届け、雇用保険の育児休業申請届け、年金の3号被保険者届けなど、公的保険の関係書類も同様に、雇い主に番号を開示し手続を求めることになるということでもありますから、税と社会

保障は真っ先にこの番号を利用していくということでもあります。

ですが、やはり国民の理解が全然広がっていない、深まっていないというんですか、理解がされていないということもありますし、この法律は欠陥がある。こういうのを制度的な問題があるというんですかね、ということもありますので、中止をすることを求めるものであります。

住民の利益を守る忠岡町議会としては、延期を求めるという意見書をぜひ上げていきたいと思えます。議員皆様方のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（前田 弘議長）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより意見書第6号「共通番号制（マイナンバー）」法の中止を求める意見書の提出について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ありますので、起立により採決いたします。

意見書第6号「共通番号制（マイナンバー）」法の中止を求める意見書の提出について、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

議長（前田 弘議長）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長（前田 弘議長）

日程第20 意見書第7号「川内原発をはじめとする原発再稼働に反対し廃炉とし、原発ゼロ政策への転換を求める意見書の提出について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（前田 弘議長）

事務局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

意見書第7号 川内原発をはじめとする原発再稼働に反対し廃炉とし、原発ゼロ政策への転換を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、川内原発をはじめとする原発再稼働に反対し廃炉とし、原発ゼロ政策への転換を求める意見書を提出する。

平成27年9月10日提出

提出者 忠岡町議会議員 高迫千代司

賛成者 同 是枝 綾子

賛成者 同 河野 隆子

川内原発をはじめとする原発再稼働に反対し廃炉
とし、原発ゼロ政策への転換を求める意見書（案）

東京電力福島第一原発の事故発生から4年半が経過したが、いまだに事故収束に至らず、原因の究明もされていない。そのような状況のもと8月11日安倍政権の原発推進政策に従って、九州電力が川内原発1号機を再稼働させた。

大飯原発の運転差し止め裁判での福井地裁判決では、「生活に影響を受ける範囲を原発から250キロメートル圏内とし、その範囲の住民の人格権を保障することなく原発を運転することは許されないこと、大きな自然災害や戦争以外で生命を守り生活を維持する権利が極めて広範に奪われる可能性があるのは原発事故のほか想定できないこと、豊かな国土とそこに国民が根をおろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であること」などが記された。この判決文の内容からも、原発事故から広範な住民への影響を回避することは政府の責任である。

よって、本町議会は国及び政府に対し下記事項の実現を強く要望する。

記

1. 東京電力福島第一原発事故の原因の究明もなされていない状況で、川内原発の停止及び現在停止中の原発の再稼働に断固として反対し廃炉を求める。
2. 原発をベース電源としたエネルギー政策を転換し、できる限り早期の原発ゼロを政策目標として、その実行のため再生可能エネルギーの普及促進、電力事業の自由化、送配電の仕組みの見直しなどの政策化を図り早急にその実行に取り組むことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月10日

大阪府泉北郡忠岡町議会

議長（前田 弘議長）

提案者の趣旨説明を求めます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

川内原発をはじめとする原発再稼働に反対し廃炉とし、原発ゼロ政策への転換を求める意見書案について、趣旨説明をさせていただきます。

基本的には意見書案にあるとおりでありますから、補足説明をさせていただきます。

川内原発は、周辺にある火山の噴火の問題、格納容器の冷却とメルトダウンの対策、そして避難計画など数多くの問題を残したままの再稼働でありました。しかし、フル稼働となる前に事故が発生しました。原発の冷却水をつかさどっている復水器です。

30年経過した老朽化した炉で、復水器内の冷却用海水の細管、細い管が破損しました。高温で高圧の蒸気が当たって破損するほど劣化をしているのに、交換もされていませんでした。細管は3系統で8万本もあります。新たな安全神話だけでは原発の安全は守れません。

議会運営委員会で「地元が賛成をしている」とのご意見がありました。なるほど地元の薩摩川内市・いちき串木野市、立地の長島町は賛成をいたしておりますが、しかし周辺の阿久根市・鹿児島市・出水市・日置市・姪良市・さつま町は賛成をいたしておりません。

東電の福島第一原発が示すように、ひとたび過酷事故が起これば、地元と呼ばれる自治体だけの被害で済まないことはご承知のとおりです。4年たってもまだ原発の事故原因そのものが解明されていない。そうした状況で、中に人間が立ち入ることもできず、ロボットを入れてもすぐに故障する。フランスから高い機械を買って放射能を取り除こうとして

も、機械そのものがつぶれてしまう、こういった状況が続いているのもご承知のとおりです。

こんな危険な原発の再稼働ではなく、再生可能な自然エネルギーに切りかえるときではないでしょうか。我が国は約2年間、原発がなくとも節電の努力とも相まって真夏でも真冬でも電気は足りていました。そうした実績を持っている国でもあります。

東京新聞の報道では、太陽光発電が2年前には1%であったものが、現在は全体のシェアの6%にふえたと言われています。これは原発に換算しますと12基分、太陽光発電だけで12基分の再生可能な自然エネルギーが我が国でできています。さらに、海上の風力や地熱、バイオマス発電などをふやせば、原発も火力発電も必要がなくなります。こうしたエネルギー政策への切りかえが何よりも必要であり、それをすることで原発の再稼働は必要がないものになるのではありませんか。

原発ゼロを宣言したドイツでは、もう今や再生可能エネルギーのシェアが8割を超えたそうです。やればできるという見本がここにあります。

ぜひ本意見書案に、議員皆様方のご賛同を賜りますようよろしく願いをいたします。

議長（前田 弘議長）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより意見書第7号 川内原発をはじめとする原発再稼働に反対し廃炉とし、原発ゼ

ロ政策への転換を求める意見書の提出について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

議長 (前田 弘議長)

異議ありますので、起立により採決いたします。

意見書第7号 川内原発をはじめとする原発再稼働に反対し廃炉とし、原発ゼロ政策への転換を求める意見書の提出について、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

議長 (前田 弘議長)

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長 (前田 弘議長)

日程第21「議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について」を、議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (前田 弘議長)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長 (前田 弘議長)

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (前田 弘議長)

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

議長 (前田 弘議長)

閉会に当たり、町長より、挨拶の申し出がありますので、発言を許可します。

町長（和田 吉衛町長）

議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

本日も長時間にわたりまして慎重にご審議を賜り、そしてご議決をいただきましたこと、まことにありがとうございます。

まず、お礼ばかり続くわけですが、9月4日、南海トラフを想定した府の避難訓練、町民全員がご参加をいただき、ありがとうございます。ひとつ町がターゲットとされたことについては疲れましたが、よう協力していただいたと、こういうように思っております。

それから、先ほどの議会の中に出ておりましたが、ご承知のように中学校では給食が1日から始まっております。思春期の健全な食育につながればと信じ、また教育環境の前進と保護者の理解が深まることを願っております。秋の行事もいろいろあるわけですが、こういった行事を通じて子供たちを見守っていただきたいと、こういうように思います。

それから、きょうから国勢調査が始まります。スマホで始まるわけですが、ただしネットを使う人用のIDが必要でありまして、きょう、あす、あさって配布されます。従来の調査は26日から30日に配布しまして、10月1日から7日に調査員が参りますが、郵便で対応していくこととなります。議員の皆様方におかれましても町民の皆様にお願いを申し上げまして、国勢調査へのご協力をお願いいたしまして挨拶にかえさせていただきますと思います。

きょうはどうもお疲れさまでございました。

議長（前田 弘議長）

以上をもちまして、平成27年第3回忠岡町議会定例会を閉会します。

議員皆様方には、大変ご苦勞さまでございました。

（「午後4時33分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成27年9月10日

忠岡町議会議長 前 田 弘

忠岡町議会議員 藤 田 茂

忠岡町議会議員 和 田 善 臣